

兵庫県立西播磨文化会館指定管理者公募にかかる質疑回答について

1. 資料の修正

【募集要項】P.11 8 指定管理者と県の責任分担＜責任分担表＞

(修正前)

項 目	指定管理者	兵庫県
施設保険(火災・建物共済等)		○

(修正後)

項 目	指定管理者	兵庫県
施設保険(火災・建物共済等)	○	

2. 質疑回答

※回答に記入している金額は、いずれも税込です。

質問番号	受付番号	箇所 (頁)	質問内容	回答
1	001	募集要項 P.8 7-(1)-④	記載の項目について、現在の管理経費を教示願います。 また『期間終了後にホームページデータ等の引継ぎが可能な仕様としてください』とありますが、現在のホームページの引継ぎの必要性の有無を教示願います。	現在の経費は、月額4,158円です。 また、現在のホームページは、必ずしも引継ぐ必要性はありません。
2	001	募集要項 P.9 7-(3)-④	募集要項記載の内容では使用料は『前納制』と認識されますが、当施設の設置及び管理に関する条例および規則には使用料支払い期日の条項がございませんが、前納制での運用でよろしかったでしょうか。	お見込のとおり、現在の利用料金は前納制で運用されています。 運用方法については、提案によるものとします。
3	001	募集要項 P.13 10-(5)	②～⑤の事業について、現在実施している事業を教示願います。	②、③については、募集要項【別添資料1】及び【別添資料2】をご参照ください。 ④、⑤については、実施していません。
4	001	募集要項 P.19 13-(1)-②	実施される審査は書類審査のみ行われ、プレゼンテーション等のヒアリング審査は開催されないという認識でよろしかったでしょうか。	県による資格審査及び選定委員会による書類審査を通過した団体に対し、ヒアリング審査を実施します。 なお、ヒアリング審査については、10月下旬頃の実施を予定しています。
5	001	募集要項 【別添資料2】P.1	事業提案について、現在開催されている高齢者大学講座を指定管理者が運営及び開催するという認識でよろしかったでしょうか。その場合の開催講座の内容の指示はございますか。	高齢者大学講座（年間20回程度）及び生涯学習講座（年間30回程度）については、募集要項に記載の留意事項（【別添資料2】）等を踏まえ、講座内容を提案してください。 特に、指定事業（【別添資料2】P.6）の中で講座として実施するものについては、事業の目的、留意事項等を十分に踏まえた内容としてください。

質問番号	受付番号	箇所（頁）	質問内容	回答
6	001	管理水準書 P.2～3 I-4	表中の生活創造プラザにて使用する施設において、料金設定が無料となっておりますが、指定管理者独自で利用料金の設定を行ってもよろしいのでしょうか。	使用料については、条例において規定しており、生活創造プラザにおいて、指定管理者独自で利用料金を設定することは出来ません。
7	001	管理水準書 P.3 I-5	資料中では（１）運動場及び（２）芸術広場の記載となっておりますが、現地説明会中の説明ではゆうゆうの森やテニスコートといった仕様書に記載されていないエリアも管理に含まれるとのことでしたが、どのような管理をどの水準で行えばよいのか教示願います。また現在の管理状況も併せて教示願います。	ゆうゆうの森では、「県立高校との連携」事業において庭園作成を行っており、今後も同様の利用が想定されます。 その他、テニスコート及び芝生広場等の管理については、施設管理の職員が可能な範囲で整備を行っています。 これら野外施設の管理水準については、提案によるものとします。
8	001	管理水準書 P.7 III-2	現在の経費を教示願います。 またその額によっては現在の車両のリースを継続せず、指定管理者が用意する車両を使用してもよろしいのでしょうか。	現在のリース金額は、月額17,600円です。 また、公用車のリース契約は、令和6年3月で期間満了ですので、契約の終了は可能です。
9	001	管理水準書 P.8 III-3	現在の経費を機器ごとに教示願います。 またその額によっては現在の機器のリースを継続及びリース数量の削減、指定管理者が用意する機器を使用してもよろしいのでしょうか。	現在のリース金額は、パソコン1台当たり月額約2,367円です。 また、現在のリース契約は、令和6年3月で期間満了ですので、継続の可否及び数量の変更が可能です。
10	001	管理水準書 P.9 III-6	現在行われている機械警備の範囲や機器の仕様（種類）及び費用を教示願います。 なお警備範囲については機器が設置されている箇所も含め、図面にて教示願います。	機械警備の費用は、年額220,968円です。 なお、機械警備の範囲及び機器の仕様については、施設防犯上開示いたしかねます。
11	003	その他	事務室やロビー、各部屋等のインターネット環境（光回線の有無やWi-Fiの設置状況など）及び利用方法についてご教示ください。	事務室に光回線とWi-Fiがあるほか、フリーWi-fiの設備が情報交流サロンと視聴覚教室、講堂舞台付近で利用可能です。
12	003	その他	自動販売機の現行設置者及び設置条件についてご教示ください。 また、自主事業として、指定管理者が新たに自動販売機を設置したり、売店や喫茶コーナーを設置することは可能でしょうか。あわせてお伺いします。	設置条件等については、【回答別添1】のとおりです。 なお、現行設置者については、現指定管理者の運営に関する情報のため、開示いたしかねます。 また、自主事業として指定管理者が新たに自動販売機、売店、喫茶コーナーを設置することは可能です。

質問番号	受付番号	箇所(頁)	質問内容	回答
13	004	募集要項 P.19 13-(1)-②	プレゼンテーション審査は予定されておりますでしょうか。	県による資格審査及び選定委員会による書類審査を通過した団体に対し、ヒアリング審査を実施します。 なお、ヒアリング審査については、10月下旬頃の実施を予定しています。
14	004	募集要項 P.8 7-(1)-④	「指定期間終了後にホームページデータ等の引継ぎが可能な仕様としてください」とありますが、令和6年度以降については、現行のホームページデータ等を引き継いで頂けるという認識でよろしいでしょうか。	現在のホームページは、引継ぎが可能です。
15	004	管理水準書 P.7 III-2	契約者名義を変更し、引き続き公用車のリースを行うことと理解しましたが、現在発生している月々のリース料を教えてください。	現在のリース金額は、月額17,600円です。 また、公用車のリース契約は、令和6年3月で期間満了ですので、契約の終了は可能です。
16	004	管理水準書 P.8 III-3	契約者名義を変更し、引き続きパソコン端末のリースを行うことと理解しましたが、現在発生している月々のリース料を教えてください。	現在のリース金額は、パソコン1台当たり月額約2,367円です。
17	004	資料集 P.29	収支計画作成に際して参考としたいので、過去3ヵ年の収支報告書を開示していただけないでしょうか。	【回答別添2】のとおりです。
18	004	資料集 P.29	一般的な施設と比べて通信費がとても高いように思いますが、この理由を教えてください。	本施設における通信費の内訳は、以下のとおりです。 ・インターネット使用料：220千円 ・HPサーバー使用料：54千円 ・携帯電話料金等：332千円 ・インターネットバンキングほか：44千円
19	004	資料集 P.30	「※令和5年度において、指定管理者公募化に向けた大規模修繕(設備更新等)を実施中」とありますが、修繕(更新)内容を教えてください。	【回答別添3】のとおりです。

質問番号	受付番号	箇所（頁）	質問内容	回答
20	004	様式集 P.10 様式6-(2)-②	「有識者も含めた運営委員会」とありますが、外部の有識者である必要はありますでしょうか。	必ずしも外部の有識者を含める必要はありませんが、客観的に施設の運営を評価するため、外部の有識者を含めることを推奨します。
21	007	募集要項 P.8 7-(3)	現在、各施設に設定されている利用料金額は、基準額が採用されているとの理解でよいでしょうか。基準額以外の設定されている施設、設備があればお示しください。	お見込のとおり、基準額が設定されています。
22	007	募集要項 P.17 11-(5)	共同事業体として応募する場合、代表企業を含むすべての構成員分の提出が必要となる書類をお示しください。	応募書類7、8、9をご提出ください。
23	007	募集要項 P.18 11-(5)-8	応募書類を提出する日の属する事業年度の法人等の事業計画又はこれに類する書類について、当社では当資料を作成しておらず、他の指定管理者募集事業の応募では代替書類として「中期経営計画書」を提出しておりました。本申請書類についても同様の対応とさせていただきますこととは可能でしょうか。	「中期経営計画書」の提出で問題ありません。
24	007	募集要項 P.18 11-(5)-9	(1) 県税に係る納税証明書について、法人所在地の「県税に未納がないことの証明（金額記載なし）」の提出で問題ございませんでしょうか。	「県税に滞納がないことの証明書」をご提出ください。 本県であれば、「納税証明書（3）」が該当します。
25	007	募集要項 P.18 11-(5)-9	(2) 法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書について、「納税証明書その3の3」の提出でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
26	007	募集要項 P.17 11-(5)	電子データでの提出について、全ての応募書類を電子データでも提出するという認識で間違いございませんでしょうか。 ※文章では応募書類2、3、6については必ず電子データで提出するように記載されていますが、その次の表を見ると電子データの項目に1～8には○、9には△が記載されているため。	正本として、応募書類1～9を紙面にてご提出ください。 また、副本として、応募書類1～9の電子データをCD-R又はUSBメモリに収容してご提出ください。 なお、副本を紙面にて提出される場合は、応募書類2、3、6のみ、必ず電子データも併せてご提出ください。

質問番号	受付番号	箇所（頁）	質問内容	回答
27	007	管理水準書 P.4 III-1	施設管理（保守点検）に係る業務は、記載にあるもので全てでしょうか。業務委託の種類と実績（契約額）をお示しください。 ※空調設備等の記載がないため	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理委託 : 36,300円 ・簡易専用水道定期検査 : 11,550円 ・機械警備 : 220,968円 ・自家用電気工作物保安管理 : 279,840円 ・昇降機保守点検 : 448,800円 ・消防設備点検 : 165,000円 ・建物等清掃業務委託 : 2,484,900円 ・複合機保守等 : 204,980円
28	007	管理水準書 P.6 III-1-(4)	浄化槽・受水槽/貯水槽の有無とその規模をお示しください。	受水槽（20㎡）が設置されております。 なお、浄化槽は設置されていません。
29	007	管理水準書 P.7 III-2	リースの即時終了は可能か。または、リース期間が過ぎれば可能か。現在の契約内容をお示しください。月額リース料、諸条件（メンテナンス費用込み）など。	現在のリース金額は、月額17,600円です。 また、公用車のリース契約は、令和6年3月で期間満了ですので、契約の終了は可能です。 契約に含まれる項目は、自動車重量税、自動車賠償責任保険、自動車税（種別割）、車検（定期点検整備及び継続検査）、法定定期点検整備、一般修理、タイヤ保管、オイル交換、バッテリー交換、タイヤ交換です。
30	007	管理水準書 P.8 III-3	R6.3で、リース期間が切れるものは、契約終了が可能と考えて宜しいでしょうか。特に、パソコン8台は、社内ネットワークセキュリティの観点から、継続しての利用は難しいです。	お見込のとおりです。
31	007	管理水準書 P.9 III-4-(3)	ゴミの収集処理費用の実績額をお示しください。	月額3,025円です。 【回答別添4】をご参照ください。
32	007	様式集 P.2 様式1 P.5 様式4 P.6 様式5	申請者の欄に代表者の押印は必要でしょうか。	押印は不要です。
33	007	様式集 P.2 様式1	共同事業体として応募する場合、中段「申請者」欄内にある「代表者」欄の記載内容について詳しくお教えてください。 「代表者」欄の「住所・電話番号」欄には、共同事業体の代表者の個人住所を記載するイメージでしょうか。	お見込のとおりです。

質問番号	受付番号	箇所（頁）	質問内容	回答
34	007	資料集 P.29	光熱水費の内訳実績額をお示し下さい。	資料集P.31に掲載しているものの他に お示しできるものはありません。
35	010	募集要項 P.4 5-(1)	年末年始以外に臨時休館日（新型コロナウイルス感染症に関連しないメンテナンス休館日など）を設定されていた場合、過去5年間分の当該臨時休館日の年間日数をご教示ください。	平成31年度～令和3年度において、臨時休館日の設定はありません。 令和4年度は、大雪警報のため1日設定しています。
36	010	募集要項 P.13 10-(4)	収支計画書を作成するにあたり、過去5カ年間の収支表（水光熱費、衛生消耗品費などの支出項目ごとに金額が分かるもの）をご開示ください。	【回答別添2】のとおりです。
37	010	募集要項 P.21 14	プレゼンテーション審査あるいはヒアリング審査は実施されないという理解でよろしいでしょうか。	県による資格審査及び選定委員会による書類審査を通過した団体に対し、ヒアリング審査を実施します。 なお、ヒアリング審査については、10月下旬頃の実施を予定しています。
38	010	管理水準書 P.4 III-1	本施設にて、現在日中でなく夜間及び早朝に実施している保守点検業務がありましたらご教示下さい。	該当の点検業務はありません。
39	010	管理水準書 P.4 III-1	建物管理、工作物管理、電気設備、給排水設備等、消火及び防災設備、昇降機設備につきまして、点検結果報告書や委託項目及び委託先、委託金額、委託仕様について、直近3カ年分を開示頂けないでしょうか。 ※これまでの委託内容に基づいて、実態に即した事業計画及び収支予算を策定する必要があるため。	【回答別添7】のとおりです。 ただし、該当データが膨大なため、直近1ヶ年のみ開示とします。 また、委託先については、現指定管理者の運営に関する情報のため、開示いたしかねます。
40	010	管理水準書 P.4 III-1	竣工図（意匠、電気設備、機械設備）のご開示をお願いいたします。	該当と思われる図面が県民躍動課に保管されていますので、閲覧されたい方は募集要項P.25「受付・お問い合わせ窓口」に記載の場所へお越しください。

質問番号	受付番号	箇所（頁）	質問内容	回答
41	010	管理水準書 P.4 III-1	空調設備の項目がございませんが、貴県にて空調設備点検、フロン点検、フィルター清掃を実施されるという理解でよろしいでしょうか。 指定管理者の業務となる場合は、空調設備の機器表を開示願います。 (型式、台数、メーカー、圧縮機能力、フィルター種類、加湿器の有無・方式、オイルタンクの容量・設置時期等がわかる資料)	空調設備の点検も、指定管理者の業務に含まれます。 空調設備の保守管理契約は締結していません。フィルター清掃は職員が不定期に実施、その他の修繕は個別対応しています。 また、空調設備の機器表は、【回答別添8】のとおりです。
42	010	管理水準書 P.4 III-1	募集要項・管理水準書に記載の無い法定点検が必要な場合は、貴県にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。または、別途費用を貴県より受領し、指定管理者が実施することになるのでしょうか。(建築基準法第12条に基づく定期検査など) 各種法定点検の必要有無については図面一式が無いと判断できないため、図面一式(意匠・機械設備・電気設備)をご開示ください。	施設及び設備の維持管理にかかる法定点検は、いずれも指定管理者の業務に含まれます。また、図面については、該当と思われる図面が県民躍動課に保管されていますので、閲覧されたい方は募集要項P.25「受付・お問い合わせ窓口」に記載の場所へお越しく下さい。
43	010	管理水準書 P.5 III-1-(3)	ア 定期点検：1回/日とありますが、絶縁監視装置を設置して常時遠隔監視することで、代替になるという理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
44	010	管理水準書 P.5 III-1-(3)	電気設備・非常用発電設備の容量をご教示ください。(〇〇kVAなど)	受電電圧：6,600V 設備容量：350kVA 非常用予備発電装置容量：16kW
45	010	管理水準書 P.6 III-1-(4)	浄化槽は設置されていないという理解でよろしいでしょうか。設置がある場合、浄化槽の容量をご教示ください。浄化槽の保守点検及び清掃は、指定管理者から浄化槽保守点検業者へ再委託もしくは再々委託しても問題ないという理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおり、浄化槽は設置されておられません。
46	010	管理水準書 P.6 III-1-(4)	貯水槽の清掃等について、以下ご教示願います。 ・給排水衛生の機器表を開示願います。 (受水槽・汚排水槽の種類・台数・容量が分かる資料) ・汚排水槽清掃時に発生する汚泥は産業廃棄物及び一般廃棄物にあたり、処理にあたっては廃棄物処理法における排出事業主が直接免許者と契約を結ばなければなりません。汚泥処理は貴県が直接契約するという認識でよろしいでしょうか。	給排水衛生の機器表は、【回答別添7】をご参照ください。 また、汚泥の処理については、指定管理者の業務に含まれます。

質問番号	受付番号	箇所（頁）	質問内容	回答
47	010	管理水準書 P.6 III-1-(5)	非常用発電機の定期検査の記載がありませんが、模擬負荷試験等は貴県にて実施するという理解でよろしいでしょうか。	管理水準書P.5「電気設備」の記載に基づき、指定管理者が適切に点検を行ってください。
48	010	管理水準書 P.6 III-1-(5)	連結送水管耐圧試験の次回実施年度・対象機器・数量をお教え願います。	連結送水管の設備はありません。
49	010	管理水準書 P.8 III-1	植栽管理の項目が見受けられませんが、業務対象外であり、貴県にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。指定管理業務である場合は、植栽管理報告書、植栽計画図、高木・中木・低木・芝生等の種別・本数が分かる資料、剪定・施肥・除草などの植栽管理仕様が分かる資料をご開示ください。	植栽管理については、施設管理の職員が可能な範囲で整備を行っています。利用者が安心して快適に本施設を利用できるように、常時良好な状態の維持に努めてください。 また、財産登録されている樹木は7本です。（門扉から管理・研修・講堂棟にかけての水路脇にアカシアが5本、運動場にクスノキが2本）
50	010	管理水準書 P.9 III-4-(3)	本施設で過去5ヵ年間、処理された廃棄物の数量（種別ごと）・運搬処理費用の実績をご教示ください。	【回答別添4】のとおりです。
51	010	様式集 P.1	様式6、様式8、様式9、様式10にて、例えば2枚以内となっている場合、必要に応じて両面を使い、4枚分記載しても良いという理解でよろしいでしょうか。	両面でも差し支えありません。
52	011	資料集 P.30	令和5年度において、指定管理公募化に向けた大規模修繕（設備更新等）を実施中とありますが、実施内容についてご教示ください。	【回答別添3】のとおりです。
53	011	資料集 P.30	過去5年の修繕実施内容についてご教示ください。	【回答別添5】のとおりです。

質問番号	受付番号	箇所（頁）	質問内容	回答
54	011	募集要項 P.9 7-(3)-④	募集要項記載の内容では使用料について、当施設の設置及び管理に関する条例および規則には使用料支払い期日の条項がございませんが、前納制での運用という認識で良いでしょうか。別途内規などがあればご教示ください。	現在の利用料金は前納制で運用されています。運用方法については、提案によるものとします。
55	011	募集要項 P.9 7-(3)-④	金銭の取扱時間について規定があればご教示ください。	当該規定はありません。
56	011	管理水準書 P.3 6-(1)	20時以降は入館させないものとするがあるが、20時以降に利用がない場合、21時より早く閉館することは可能でしょうか。ご教示ください。	閉館時間については、指定管理者があらかじめ県に協議し、承認を得て変更することが出来ます。
57	011	募集要項 【別添資料2】P.1	高齢者対象講座の単発受講は高齢者以外でも受講できるようにすることとありますが、高齢者対象講座と現高齢者大学の区別について、県の想定するところ詳しくご教示ください。	高齢者対象講座（年間20回程度）については、現地域高齢者大学受講生に対する高齢者大学講座として実施することができます。そのため、主な受講対象者は現受講生と想定しておりますが、柔軟な受講体制構築のため、高齢者対象講座の中で、興味のある講座がある場合や、試用受講したい場合は、現受講生に限らず誰でも受講が可能な枠組みとしています。現時点で、それぞれの講座について区別することは想定しておりません。
58	011	管理水準書 P.1 I-4-(2)	プラザ棟の各部屋の稼働率についてご教示ください。	プラザ施設の稼働率は、データがございません。代替として、利用者数を【回答別添6】よりお示します。
59	011	管理水準書 P.3 I-5	芸術広場及び芝生広場他、屋外スペースの利用実績及び使用用途、使用状況についてご教示ください。	芸術広場は、高齢者大学・大学院の開講日や貸館利用者、イベント開催時に駐車場として使用しています。芝生広場についても、イベント開催時に駐車場として使用していますが、芸術広場と比較すると使用頻度は低いです。運動場は、主にグラウンドゴルフと野球で使用されるほか、イベント開催時や貸館利用者が部屋と併せて駐車場として使用する場合があります。旧テニスコート付近を、月1回、生活創造活動グループの1つが、子どもの遊び場として使用しています。

質問番号	受付番号	箇所（頁）	質問内容	回答
60	011	管理水準書 P.3 I-5	駐車場の記載がありませんが、駐車可能台数をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場として整備されているもの：84台 ・芸術広場：約70台 ・芝生広場：約60台
61	011	管理水準書 P.8 III-4-(2)	芸術広場、芝生広場など、現在の敷地内清掃の実施状況、頻度、内容についてご教示ください。	<p>芝生広場と旧テニスコートについては年5回程度、芸術広場については年2回程度、乗用草刈機で芝刈りを行っています。</p> <p>体育館周辺は、年4回程度、自走式草刈機で芝刈りを行っています。</p> <p>芝刈りは主に、4～9月に草木の生長状況に応じて実施しています。</p> <p>また、グラウンドと中庭には、年4回程度、除草剤を散布しています。</p>
62	011	募集要項 P.13 10-(2)-②	条例及び規則では、施設の利用の許可等は教育委員会の承認が必要とありますが、担当課である県民生活部県民躍動課と教育委員会の関係性、指示体制についてご教示ください。そのほか関連する機関があればご教示ください。	<p>昭和54年に、本施設の管理運営が教育委員会から知事部局（現県民躍動課）へ移管されたため、現在は、教育委員会の承認は不要です。</p> <p>また、施設の運営に関する事項は、指定管理者と本県との協定により定められています。</p>
63	011	募集要項 P.13 10-(2)-③	現状の管理体運営体制について、関係する機関をご教示ください。また避難所等に認定されているなどあれば、ご教示ください。	<p>施設管理については、本県と指定管理者において協定書を締結しています。</p> <p>施設運営については、事業の実施等について、近隣高校や団体と連携して行っています。</p> <p>また、避難所等の認定はありません。</p>

自動販売機設置事業者選定事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第11号）第48条の規定に基づき行政財産である建物内に飲料水等の自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する目的で使用許可を行う場合で、一般競争入札又は指名競争入札に付して最高の価格をもって申込みをした者を自動販売機設置事業者として選定する手続き（以下「公募手続き」という。）により使用許可をする場合の事務の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(公募手続きの対象となる自動販売機)

第2 次の各号のいずれかに該当するものを除き、原則として公募手続きにより自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を選定するものとする。

- (1) 食堂と一体配置を行う者が設置する場合
- (2) 行政施策への寄与を目的とした公共団体又は公共的団体が設置する場合
- (3) 指定管理者制度を導入している施設に当該指定管理者が設置する場合
- (4) 県立学校へ設置する者のうち、次の条件に該当する者
 - ア 食堂の代替措置として、学校から設置を要請していること
 - イ 利用者数が少ない（小規模校）こと

2 前各号に掲げるもののほか、公募手続きにより難い特別の理由があるものについては、公有財産管理者（知事又は公有財産規則第10条の規定により公有財産の取得、管理又は処分に関する権限を委任された者をいう。以下同じ。）は公募手続きの対象外とすることができる。

(公募手続きの広報)

第3 公募手続きの広報は、応募申込みの受付期間が満了する日の2週間前までに、県ホームページ等に掲載するものとする。

(公募条件等)

第4 次の各号に定める事項を条件として提示するものとする。

- (1) 公募物件の概要
- (2) 応募資格要件
- (3) 公募条件等
- (4) 応募申込方法等
- (5) 設置事業者の決定
- (6) 使用許可申請の手続き
- (7) 設置事業者の決定の取消し

2 前項に定める事項のほか、自動販売機の種類や許可を行う財産の状況及び地域や庁舎の実情等に応じて、公有財産管理者において適宜定めるものとする。

(公募物件の概要)

第5 自動販売機の設置場所など公募物件の概要がわかるよう、概ね次の事項について提示するものとする。

- (1) 自動販売機の設置場所及び外形寸法上限
- (2) 設置台数
- (3) 販売品目
- (4) 最低使用料(税込・年額)
- (5) 設置場所の位置図

(応募資格要件)

第6 公募手続き参加に必要な資格は、次のすべての要件を満たす法人又は個人とする。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

(2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者(アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。)であること。

ア 県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が県と契約を締結すること又は兵庫県との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて県との契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年間を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること(該当の場合のみ)。

(4) 兵庫県暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年

兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※ 県は、許可の相手方が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くことがあります。

- (5) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員でないこと。
- (6) 国税及び県税に未納がないこと。
- (7) 本件募集に係る自動販売機について、前回公募手続きにより設置事業者として決定され使用許可を受けたものの、自動販売機を設置しなかった者、又は使用許可期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去した者(撤去しようとする者も含む)でないこと。
- (8) 本件募集に係る自動販売機について、前回公募手続きにより設置事業者として決定されたものの、正当な理由なくして使用許可の手続きに応じなかった者でないこと。

(使用許可の期間)

第7 使用許可の期間は、3年を超えない範囲で公有財産管理者において適宜定めるものとする。

- 2 使用許可の期間を3年とした場合、更新は認めないものとする。
- 3 使用許可の期間を1年とした場合、公用・公共用としての必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がない場合に限り、当初設定した公募条件を変更しないことを条件として1年ごとに申請を行うことにより、最長2年間使用許可を更新することができるものとする。
- 4 前2項による使用許可の期間が満了した場合は、改めて公募手続きにより設置事業者を決定するものとする。

(使用料)

第8 公募手続きを行う際の最低年額使用料は、「行政財産目的外使用料の額を定める規則」(昭和48年3月31日兵庫県規則第13号)別表第2の区分毎に定める金額とする。

- 2 設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とする。
- 3 使用料は、納入通知書により納入期限内に納入させるものとする。
- 4 使用許可の期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年に満たない端数があるときは月割りををもって計算し、1月に満たない端数があるときはこれを1月として計算する。

(その他必要経費等)

第9 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(電力使用量計測用子メーター設置費等含む)、維持管理等に係る一切の費用は設置事業者の負担とする。

- 2 自動販売機の運転に必要な光熱水費等についても全額設置事業者の負担とし、納入通知書により納入期限内に納入させるものとする。

(設置条件)

第10 自動販売機は、第5(1)により指定した外形寸法上限を超えないように設置させるとともに、転倒防止対策を講じるなど、安全に設置させるものとする。

なお、外形寸法上限には、使用済容器の回収ボックス、放熱スペース等を含むものとする。

2 原則として、電力等使用量計測用子メーターを設置させるものとする。

(使用上の制限)

第11 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

2 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路について、庁舎等の管理上問題のないよう設置事業者に指示するものとする。

3 原則として、大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口などユニバーサルデザインに配慮した自動販売機とすること(ただし、屋外に設置する場合を除く)。

4 原則として、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機(エコ・ベンダーなど)や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開庁時間外や閉庁日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機とすること。

5 販売品目や販売価格等については、自動販売機の種類や地域の実情等に応じて、公有財産管理者において適宜定めるものとする。

(維持管理責任)

第12 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、原則として、設置事業者に行わせることとするが、他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を提出させるものとする。

2 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応させるものとし、自動販売機に故障時等の連絡先を明記させるものとする。

3 県の責によることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しての責任は負わないものとする。

4 自動販売機の種類や設置場所等に応じて、使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルさせるほか、衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守させるものとする。

(使用許可の取消し)

第13 許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要を生じた場合又は使用許可の条件に違反する行為があると認める場合は、使用許可を取り消すものとする。

(自己都合による自動販売機の撤去)

第14 設置事業者の自己都合により、使用許可の期間が満了する前に自動販売機を撤

去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに書面により申し出をさせるものとする。

- 2 前項の場合、既に納めた使用料は還付しない。
- 3 使用許可期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去した場合、同物件にかかる次回公募手続きに参加できないものとする。

(原状回復)

第15 許可期間が満了又は第13により使用許可が取り消された場合並びに第14により自動販売機を撤去する場合は、設置事業者の負担により速やかに原状に回復させるものとする。

(申込方法等)

第16 応募申込書(様式1)を郵送又は持参させるものとし、受付期間内に必着したものに限り有効とする。

- 2 郵送による場合は、簡易書留又は書留によることとする。
- 3 受付期間内に限り応募申込を辞退することができるものとし、その場合、価格提案辞退届(様式8)を提出させるものとする。

(申込みに必要な書類)

第17 申込みにあたっては、次の書類を添付させるものとする。

なお、※の書類は個人の場合は不要。

- (1) 応募価格提案書(様式2)
- (2) 誓約書(様式3)
- (3) 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)(コピー可)
- (4) 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書又は現在事項証明書))(コピー可)
- (5) 国税及び県税の未納がないことの証明書
 - ア 国税は納税証明書(その3の2又はその3の3)(コピー可)
 - イ 県税は納税証明書(3)(コピー可)
- (6) 自動販売機の設置に係る許認可等の免許証の写し(該当の場合のみ)
- (7) 販売品目等一覧表(様式4)
- (8) 役員一覧表(様式5)※

(無効な応募価格提案書)

第18 応募価格提案書が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 最低年額使用料を下回るもの
- (2) 応募資格がない者が応募価格提案したもの
- (3) 指定の期間内に提出しなかったもの
- (4) 物件番号、応募価格、日付、住所、氏名及び押印(印鑑証明印)のないもの又はこれらが分明でないもの
- (5) 応募価格の訂正をしたもの

- (6) 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
- (7) その他価格提案に関する条件に違反したもの

(書類の提出方法)

第19 応募価格提案書のみ定型封筒に入れた上で封をし、押印（印鑑証明印）させるとともに、その封筒の裏面に物件番号を記入させ、応募申込書その他必要書類を同封の上、提出させるものとする。

(設置事業者の決定)

第20 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とするものとする。

- 2 応募申込みの受付期間終了後2週間以内に、設置事業者を決定するものとする。
- 3 公募物件に対し、県が設定する最低使用料以上の額で、かつ、最高の応募価格提案した者を設置事業者とするものとする。
- 4 最高の応募価格提案が二者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会のもと、くじにより選定するものとする。

なお、当該応募価格提案者が、諸般の事情により、公有財産管理者が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ設置事業者を決定するものとする。

- 5 設置事業者の決定後、遅滞なく応募者全員に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を書面により通知するとともに、県ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の区分並びに応募参加者数を掲載するものとする。

(使用許可申請手続き)

第21 設置事業者に決定した者に対して、公有財産管理者が指定した期日までに、次の書類を提出させるものとする。

- (1) 行政財産使用許可申請書
- (2) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- (3) 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書））
- (4) 国税及び県税の未納がないことの証明書
 - ア 国税は納税証明書（その3の2又はその3の3）
 - イ 県税は納税証明書（3）
- (5) 設置場所の図面
- (6) 設置する自動販売機のカタログ（仕様・寸法・消費電力等がわかるもの）
- (7) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式6）

※ (2)～(4)の書類は、応募申込時に原本を提出している場合は不要。
(ただし、行政財産使用許可申請日3ヶ月以内に発行されたものに限る。)

(設置事業者の決定の取消し)

第 22 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合又は設置事業者が応募資格を失った場合は、設置事業者としての決定を取り消すものとする。

2 前項の場合、同物件にかかる次回公募手続きに参加できないものとする。

(報告)

第 23 公募手続きにより設置事業者を決定した場合は、決定金額、決定した設置事業者名及び応募参加者数等を様式 7 により企画県民部管理局管財課長に報告するものとする。

(その他)

第 24 この要領に定めのないものについては、使用料手数料徴収条例（平成 12 年 3 月 28 日条例第 12 号）並びに行政財産の目的外使用料の額を定める規則（昭和 48 年 3 月 31 日規則第 13 号）及び公有財産規則（昭和 58 年規則第 11 号）等により処理するものとする。

平成30年度 業務収支状況報告書

(単位：円)

区分	項目	金額	内 訳
収入	施設利用料金収入	1,544,222	施設使用料、自販機使用料、自販機電気代、コピー代等 雑収入
	寄付金収入	0	
	高齢者大学受講料	1,317,000	
	指定管理料	45,268,000	
	その他収入	0	
	合 計	48,129,222	
支出	人件費	31,096,613	職員給与・手当・旅費交通費・福利厚生費等
	維持管理費	17,032,609	
	光熱水費	2,999,919	電気・ガス・水道
	燃料費	220,089	ガソリン等
	印刷費	90,725	
	小修繕・消耗品購入費	5,134,847	
	役務費	711,753	通信費・郵送費・保険料等
	委託費	3,515,076	清掃・機械警備・一般廃棄物処理・各種保守点検等
	使用料賃借料	1,110,699	複写機・会計システム・公用車リース等
	消耗什器備品	895,881	
	租税公課	2,353,620	
合 計	48,129,222		
当期収支差額		0	

令和元年度 業務収支状況報告書

(単位：円)

区分	項目	金額	内 訳
収入	施設利用料金収入	1,957,978	施設使用料、自販機使用料、自販機電気代、コピー代等 雑収入
	寄付金収入	99,000	
	高齢者大学受講料	1,317,000	
	指定管理料	41,795,000	
	その他収入	0	
	合 計	45,168,978	
支出	人件費	29,426,286	職員給与・手当・旅費交通費・福利厚生費等
	維持管理費	15,742,692	
	光熱水費	3,211,144	電気・ガス・水道
	燃料費	195,248	ガソリン等
	印刷費	80,840	
	小修繕・消耗品購入費	4,857,356	
	役務費	859,006	通信費・郵送費・保険料等
	委託費	3,006,910	清掃・機械警備・一般廃棄物処理・各種保守点検等
	使用料賃借料	718,165	複写機・会計システム・公用車リース等
	消耗什器備品	0	
	租税公課	2,814,023	
合 計	45,168,978		
当期収支差額		0	

令和 2 年度 業務収支状況報告書

(単位：円)

区分	項目	金額	内 訳
収入	施設利用料金収入	1,806,106	施設使用料、自販機使用料、自販機電気代、コピー代等 雑収入
	寄付金収入	25,000	
	高齢者大学受講料	1,317,000	
	指定管理料	46,581,760	
	その他収入	0	
	合 計	49,729,866	
支出	人件費	30,694,173	職員給与・手当・旅費交通費・福利厚生費等
	維持管理費	19,035,693	
	光熱水費	3,062,015	電気・ガス・水道
	燃料費	108,252	ガソリン等
	印刷費	87,825	
	小修繕・消耗品購入費	5,754,593	
	役務費	853,252	通信費・郵送費・保険料等
	委託費	4,460,426	清掃・機械警備・一般廃棄物処理・各種保守点検等
	使用料賃借料	458,577	複写機・会計システム・公用車リース等
	消耗什器備品	1,324,620	
	租税公課	2,926,133	
合 計	49,729,866		
当期収支差額		0	

令和3年度 業務収支状況報告書

(単位：円)

区分	項目	金額	内 訳
収入	施設利用料金収入	1,579,273	施設使用料、自販機使用料、自販機電気代、コピー代等 雑収入
	寄付金収入	10,000	
	高齢者大学受講料	1,302,000	
	指定管理料	48,885,000	
	その他収入	0	
	合 計	51,776,273	
支出	人件費	35,467,326	職員給与・手当・旅費交通費・福利厚生費等
	維持管理費	16,308,947	
	光熱水費	2,084,982	電気・ガス・水道
	燃料費	105,677	ガソリン等
	印刷費	56,593	
	小修繕・消耗品購入費	5,652,086	
	役務費	931,474	通信費・郵送費・保険料等
	委託費	3,800,453	清掃・機械警備・一般廃棄物処理・各種保守点検等
	使用料賃借料	299,011	公用車リース等
	消耗什器備品	0	
	租税公課	3,378,671	
合 計	51,776,273		
当期収支差額		0	

令和4年度 業務収支状況報告書

(単位：円)

区分	項目	金額	内 訳
収入	施設利用料金収入	1,552,523	施設使用料、自販機使用料、自販機電気代、コピー代等 雑収入
	寄付金収入	180,000	
	高齢者大学受講料	1,302,000	
	指定管理料	48,007,000	
	その他収入	1,040,000	電気代補填
	合 計	52,081,523	
支出	人件費	35,360,717	職員給与・手当・旅費交通費・福利厚生費等
	維持管理費	16,720,806	
	光熱水費	4,410,451	電気・ガス・水道
	燃料費	191,490	ガソリン等
	印刷費	178,150	
	小修繕・消耗品購入費	2,682,700	
	役務費	1,051,053	通信費・郵送費・保険料等
	委託費	3,852,338	清掃・機械警備・一般廃棄物処理・各種保守点検等
	使用料賃借料	299,011	公用車リース等
	消耗什器備品	715,000	
	租税公課	3,340,613	
合 計	52,081,523		
当期収支差額		0	

令和5年度 西播磨文化会館における大規模修繕工事一覧

工事名	概要
雨漏り改修	体育館・本館2階・プラザ棟屋上の雨漏りの改修
昇降機設備更新	劣化・不良箇所の交換・修理
陶芸教室塗装	錆び・腐食箇所の修繕
受水槽用定水位弁交換	経年劣化した定水位弁の交換
体育館前階段補修工事	劣化・破損した外階段滑り止めタイルの更新
渡り廊下レンガ床修繕	本館～プラザ棟間渡り廊下のレンガの割れや隆起箇所の補修
空調設備更新	耐用年数を超過した空調設備の更新（13台）
芸術広場外灯設置	外灯の設置（1台）
講堂吸音パネル取付	音響性能向上のため、壁面に吸音パネルを設置
スペース2防音工事	主に楽器練習に利用される施設のため、防音工事を実施
施設屋外ベンチ更新	芸術広場、体育館横の腐食等で利用に堪えないベンチの更新（8台）

※令和5年9月6日時点

西播磨文化会館 廃棄物処理の数量と経費

年度	廃棄物数量 (kg)		経費 (円・税込)		備考
	可燃物	不燃物		内訳	
令和4年度	522	2			
令和3年度	571	4			
令和2年度	780	0	36,300	3,025円/月×12ヶ月=36,300円	左記とは別で産業廃棄物1,680kg (処分経費184,800円)を排出した。
令和元年度	836	0	36,515	(4～9月分) 3,015円/月×6ヶ月 =18,090円 (10～2月分) 3,070円/月×5ヶ月 =15,350円 (3月分) 3,075円	消費税増税に伴う増額
平成30年度	675	0	36,180	3,015円/月×12ヶ月=36,180円	

平成30年度 西播磨文化会館 修繕一覧

内 容	数量	単位	金額 (円・税込)
プリンタ定着ユニット交換	1	式	40,716
管理棟東トイレ詰まり除去	1	式	27,000
管理棟東倉庫シャッター鍵補修	1	式	31,320
パフォーマンススペースドアガラス補修	1	式	41,040
講堂ガラス補修	1	式	15,120
本館2階誘導灯ランプ取替	1	式	60,480
旧テニスコート改修	1	式	23,760
電話回線修繕	1	式	10,260
バスケットゴールボード修理	1	式	45,684
講堂空調機修理	1	式	55,080
2階給湯室ガス湯沸器修理	1	式	27,000
本館1階西側外部漏水修理	1	式	324,000
マイクコード修理	1	式	3,240
本館1階女子トイレ内配管漏れ補修	1	式	126,800
パフォーマンススペースガラス補修	1	式	23,760
汚水配管詰まり修理	1	式	48,800
管理棟屋外汚水配管補修工事	1	式	500,000
管理棟屋外汚水配管補修工事追加工事	1	式	167,000
リソグラフR Z 670修理	1	式	14,250
事務室ガラス補修	1	式	31,320
非常電源(蓄電池)取替	1	式	437,400
講堂ガラス補修	1	式	19,980
陶芸教室横洗い場柱取替補修	1	式	73,440
西山側覆水防止修繕	1	式	321,840
通風孔雨漏り防止(屋外フード取付)	1	式	83,500
通風孔雨漏り防止(屋外フード取付)追加工事	1	式	129,000
渡り廊下防水改修工事	1	式	972,000
体育館入口スロープ手摺補修	1	式	68,000
計			3,721,790

令和元年度 西播磨文化会館 修繕一覧

内 容	数量	単位	金額 (円・税込)
リソグラフ修理	1	式	23,868
畦草刈機ベルト取替	1	式	7,064
便器ウォシュレット修繕	1	式	19,810
調理教室ミーティングルーム電話設備修繕	1	式	136,400
調理教室前廊下照明修繕	1	式	40,700
外灯用タイマースイッチ修繕	1	式	15,552
エアコン用ブレーカー修繕	1	式	16,092
エンジンプロワ修理	1	式	17,600
調理教室分電盤増設工事	1	式	185,900
生活創造プラザ棟污水配管引替工事	1	式	1,782,000
污水配管最終合流付近引替工事	1	式	699,589
駐車場区画ロープ設置	1	式	137,049
講堂舞台下コンセント取付	1	式	31,900
計			3,113,524

令和2年度 西播磨文化会館 修繕一覧

内 容	数量	単位	金額（円・税込）
事務室ガラス修繕	1	式	29,700
誘導灯バッテリー取替	1	式	19,800
ヘッジトリマ刈払機修理	1	式	10,450
水栓取替工事	1	式	118,800
コレクター修理	1	式	36,300
案内看板修繕	1	式	126,500
グラウンド東アスファルト舗装補修	1	式	198,000
活動スペース1 ガラス補修	1	式	25,080
水道配管凍結後補修、消火水槽ボールタップ補修	1	式	88,550
講堂、2階廊下ガラス補修	1	式	94,600
乗用モーター修理	1	式	16,720
体育館汚水配管補修工事	1	式	440,000
フラップテーブル天板交換	1	式	684,420
消火水槽水漏れ補修	1	式	6,050
長尺シートめくれ補修	1	式	28,600
会所ふた修繕	1	式	22,000
玄関アプローチ手すり塗装	1	式	209,000
美術展示室換気設備設置工事	1	式	946,000
網戸設置	1	式	562,760
計			3,663,330

令和3年度 西播磨文化会館 修繕一覧

内 容	数量	単位	金額 (円・税込)
印刷室ガラス修繕	1	式	19,800
講堂空調メンテナンス	1	式	15,400
乗用モーター修理	1	式	69,805
乗用モーター刃交換	1	式	12,430
汚水配管引替工事	1	式	3,410,000
パフォーマンススペースガラス修繕	1	式	29,150
体育館前スロープ、階段タイル修繕	1	式	178,200
自火報修繕	1	式	383,240
調理教室ボイラー修理	1	式	41,580
計			4,159,605

令和4年度 西播磨文化会館 修繕一覧

内 容	数量	単位	金額（円・税込）
プリンター修理	1	式	19,800
本館、実習サービス棟廊下窓ガラス修繕	1	式	184,800
体育館スピーカー固定修理	1	式	2,200
門扉前サクラ等枯枝処理・伐採	1	式	452,100
印刷機修理	1	式	19,800
プラザ棟避難口誘導灯取替	1	式	90,200
プリンター部品交換	1	式	46,090
陶芸教室南側駐車場枯枝処理・伐採	1	式	122,046
講堂空調修理	1	式	45,100
計			982,136

西播磨文化会館 プラザ施設利用人数

名称	広さ (m ²)	利用可能時間	R2年度 利用者数 (人)	R3年度 利用者数 (人)	R4年度 利用者数 (人)
情報・交流サロン	65	9:00~17:00 (年末年始を除く)	4,275	626	3,757
印刷室	20	9:00~21:00 (年末年始を除く)	429	544	1,197
ミーティングルーム	105		3,025	3,922	5,792
ロッカールーム	20		-	-	-
活動ブース	117		613	794	2,079
活動スペース1・2	82		1,581	1,684	2,576
活動スペース3	100		5,375	5,657	8,245
パフォーマンススペース	172		3,952	4,702	7,783
保育ルーム	20		0	25	0
合計	701		-	19,250	17,954

西播磨文化会館 各種点検報告書

1 電気設備

- ・月次点検（令和4年9月分～令和5年8月分）
- ・年次点検（令和4年度分）

2 給排水設備等

- (1) 簡易専用水道検査
 - ・年次点検（令和4年度分）
- (2) 貯水槽清掃・飲料水検査
 - ・年次点検（令和4年度分）

3 消防用設備等

- ・定期点検（2回/年）（令和4年12月分、令和5年6月分）

4 昇降機設備

- ・定期点検（4回/年）（令和4年12月分～令和5年9月分）
- ・年次点検（令和4年度分）

月次点検報告書

整理番号

西橋院文化院様

契約設備電力 120 kW

契約電力 177kW (4年 2月)

点検日時		4年 9月 2日 金曜日 15時 25分			天候	晴	室温	29 (°C)																				
受電状況	電圧 (kV)	R-S	S-T	T-R	電流 (A)	R	S	T	電力(kW)	力率(%)																		
		6.5	6.5	6.5		7.4	9.1	6.7			22	154.49																
	計器乗率×10	確定値(9月1日)			現在値	前回値(8月1日)		使用量(92日間)(差×乗率)																				
	表示1							(kWh)																				
	表示2				前年同月比	202 kWh		(kWh)																				
	表示3				前年同月比	216 kWh		(kWh)																				
	表示4							(kWh)																				
	全日電力量	35527.6			35579.5	34617.1		9624 (kWh)																				
	力測有効電力量	29253.2			29298.1	28659.9		8282 (kWh)																				
	力測無効電力量	60046.8			60046.8	60046.8		0 (kvarh)																				
最大需要電力	121 (kW)			47 (kW)	75 (kW)		無効/有効 0																					
一日平均電力量	300 (kWh)			負荷率(一日平均電力量/(契約設備電力×時間))			5.6 (%)		力率 100 (%)																			
負荷状況	用途	変圧器 φ・kVA×台	温度 (°C)	電圧 (V)			電流 (A)			負荷電流 定格電流 (%)	二次漏洩 電流(mA)																	
	照明	1.15D×1	35	102	102	204	100	-	50	14.0	7																	
	動力	3.10D×1	37	205	205	205	10	7	7	3.6	45																	
	動力	3.10D×1	36	200	203	203	8	7	7	2.9	18																	
	SC	3.5D×1	35																									
	SC	3.3D×1	33																									
	HCR	5φ22A	表	VT 37°C																								
対象設備	引込設備・受電設備・受配電盤・接地工事・構造物・配電設備													負荷設備		非常用発電設備												
	引込線・支持物	ケーブル	区分閉器	高圧キャビネット	断路器	電力ヒューズ	遮断器	高圧負荷閉器	変圧器	電力コンデンサ	直列リアクトル	避雷器	計器用変成器	母線等	保護継電器	受配電盤	接地線・保護管	受電室建物	キュービクル	配電設備	配線・配線器具	低圧機器	充電装置	蓄電池	発電機・原動機	始動装置	太陽光設備	
実施	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
点検項目	・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損の有無													・電線と他物との離隔距離の適否														
	・機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無													・接地線等の保安装置の取付け状態														
・問診による日常巡視点検結果																												
<p>運転異常あり</p> <p>1. 非常用発電機運転異常。自動起動時に音 燃料600(x300)kV AC 28V 60.5A 動作300kva. 油圧低下 潤滑油圧 累積 9.6 Hr</p> <p>2. 付与の中閉閉器本体線路作ロ-70 異常あり 閉器に使用接地電線 異常あり 100V 100V L 損傷あり 6kV CUTK への接続不良 異常あり</p> <p>3. 高圧室高圧配電盤点検 遮断器 1BS PF 異常あり 高圧室 100V 100V への接続不良 PAS 用接地線と送電線自己接地あり 4. 漏電警報器 動作不良あり 5. 高 圧室配電盤接地線と配電盤異常あり 6. 漏電警報器 動作不良あり</p>																												

(注) (1)点検対象実施欄には、実施したものにレ印を記入する。しかし不良箇所など特記事項があるときは、○印内に数字を記入し、記事欄にその内容を記載する。ただし、改修依頼中のものは除く。

(2)電圧、電流、電力、力率等の記載値は、設置された計器の指示値を原則とする。

月次点検報告書

整理番号

西宮市文化会館 様

契約設備電力 220kW 契約電力 17kW (4年 2月)

点検日時		4年 10月 3日 月曜日 15時 45分						天候	室温																		
電圧 (kV)	R-S	S-T	T-R	電流 (A)	R	S	T	電力(kW)	力率(%)																		
	4.5	6.5	8.5		7.4	8.8	7.0			11	LEAD47																
計器乗率	X10 確定値(10月 1日)			現在値	前回値(9月 2日)		使用量(3/日間)(差×乗率)																				
表示 1								(kWh)																			
表示 2				前年同月同日比		242kWh		(kWh)																			
表示 3				前年同月同日比		257kWh		(kWh)																			
表示 4								(kWh)																			
全日電力量	36334.2			36386.5		35579.5		8070 (kWh)																			
力測有効電力量	28939.4			29980.4		29298.1		6823 (kWh)																			
力測無効電力量	00046.8			00046.8		00046.8		0 (kvarh)																			
最大需要電力	104 (kW)			19 (kW)		47 (kW)		無効/有効																			
一日平均電力量	260 (kWh)			負荷率(一日平均電力量/契約設備電力×時間)				4.9(%) 力率 (%)																			
用途	変圧器 φ・kVA×台	温度 (°C)	電圧 (V)			電流 (A)			負荷電流 定格電流 (%)	二次漏洩 電流(mA)																	
			R-S	S-T	T-R	R	S	T																			
照明	1.150×1	30	102	102	206	50	-	30	7.0	4																	
動力	3.100×1	35	205	205	205	6	5	5	2.1	46																	
動力	3.100×1	35	205	205	205	2	2	2	0.7	18																	
SC	3.500×1	37																									
SC	3.300×1	38																									
HGR	500kVA	2A																									
対象設備	引込設備・受電設備・受配電盤・接地工事・構造物・配電設備										負荷設備		非常用発電設備														
	引込線・支持物	ケーブル	区分開閉器	高圧キャビネット	断路器	電力ヒューズ	遮断器	高圧負荷開閉器	変圧器	電力コンデンサ	直列リaktル	避雷器	計器用変成器	母線等	保護継電器	受配電盤	接地線・保護管	受電室建物	キネビックル	配電設備	配線・配線器具	低圧機器	充電装置	蓄電池	発電機・原動機	始動装置	太陽光設備
実施	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
点検項目	電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損の有無										電線と他物との離隔距離の適否																
	機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無										接地線等の保安装置の取付け状態																
<p>・問診による日常巡視点検結果</p> <p>運転異常なし</p> <p>※陶器北エアコン：扇風機・力動作OFF</p> <p>1. 引込線外付上流中間開閉器、母線、母線用ケーブル、高圧VT母線接地線等、支持物、ケーブル、接続配線等状態良好。6kVUCVTケーブル配線未工、引込線状態良好。</p> <p>2. 動力用高圧開閉器、高圧配電盤、PAS用高圧接地線継電器の自動遮断異常なし。遮断器OCR、引込線外付管入電圧、変圧器、ケーブル、ケーブル架設等、高圧配電盤、高圧配電盤、高圧配電盤。</p> <p>3. 高圧開閉器ケーブル用ケーブル架設等、高圧配電盤、高圧配電盤、高圧配電盤。</p> <p>4. 高圧開閉器配線等確認良好。</p> <p>5. 非常用発電機等確認良好。燃料50%、220V、制御盤、制御盤、AC219V 60.5Hz 300kVA。</p>																											

(注) (1)点検対象実施欄には、実施したものにレ印を記入する。しかし不良箇所など特記事項があるときは、9.7HD ○印内に数字を記入し、記事欄にその内容を記載する。ただし、改修依頼中のものは除く。
 (2)電圧、電流、電力、力率等の記載値は、設置された計器の指示値を原則とする。

月次点検報告書

整理
番号

西播磨文化会館 様

契約設備電力 220 kW 契約電力 171 kW (4年2月)

点検日時	4年 11月 1日 火曜日 15時 30分			天候	雨	室温	18 (°C)		
電圧 (kV)	R-S	S-T	T-R	電流 (A)	R	S	T	電力 (kW)	力率 (%)
	6.6	6.5	6.6		7.4	8.0	7.2		
計器乗率	X10 確定値(11月1日)			現在値	前回値(10月3日)			使用量	09 日間 (差×乗率)
表示 1									(kWh)
表示 2									(kWh)
表示 3									(kWh)
表示 4									(kWh)
全日電力量	37036.0			37050.3	36381.5			6688	(kWh)
力測有効電力量	30502.7			30512.5	29980.4			552	(kWh)
力測無効電力量	00046.8			00046.8	00046.8			0	(kvarh)
最大需要電力	40 (kW)			16 (kW)	19 (kW)			無効/有効	0
一日平均電力量	230 (kWh)			負荷率(一日平均電力量/(契約設備電力×時間))			4.0 (%)	力率	100 (%)

用途	変圧器 φ・kVA×台	温度 (°C)	電圧 (V)			電流 (A)			負荷電流 定格電流 (%)	二次漏洩 電流 (mA)
			R-S	S-T	T-R	R	S	T		
電力	1.150×1	25	100	100	200	50	-	0	7.0	6
電力	3.100×1	25	205	205	205	8	2	4	2.1	49
電力	3.100×1	26	205	205	205	2	2	2	0.7	20
SC	3.50×1	25								
SC	3.30×1	25								
HGR	500 EX2A	表	JT 25°C							

対象設備	引込設備・受電設備・受配電盤・接地工事・構造物・配電設備													負荷設備		非常用発電設備												
	引込線・支持物	ケーブル	区分閉器	高圧キャビネット	断路器	電力ヒューズ	遮断器	高圧負荷開閉器	変圧器	電力コンデンサ	直列リアクトル	避雷器	計器用変成器	母線等	保護継電器	受配電盤	接地線・保護管	受電室建物	キュービクル	配電設備	配線・配線管	低圧機器	充電装置	蓄電池	発電機・原動機	始動装置	太陽光設備	
実施	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

点検項目
 ・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損の有無
 ・電線と他物との離隔距離の適否
 ・機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 ・接地線等の保安装置の取付け状態

・問診による日常巡視点検結果

停電時は [] = 連絡する、と
あり

1. 橋内極上気中開閉器の点検、様子印-下要状取入の破損の点検、内
 蔵2A用接地線は支持物に接触し、6kV用10-10kV用変圧器は要状取入
 2. 高圧室、地絡防止装置の自己点検要状取入、異常遮断器の異常要状取入
 3. 高圧室、地絡防止装置の点検、LBS、PF x 5台 要状取入、高圧室
 4. 高圧室、地絡防止装置の点検、10kV用接地線は要状取入、高圧室
 5. 高圧室、地絡防止装置の点検、各回路の漏れ電流は要状取入、15kV用
 6. 高圧室、地絡防止装置の点検、燃料300x60% DC-2V AC 2kV 60.5Hz 35kVA

(注) (1)点検対象実施欄には、実施したものにレ印を記入する。しかし不良箇所など特記事項があるときは、
 ○印内に数字を記入し、記事欄にその内容を記載する。ただし、改修依頼中のものは除く。
 (2)電圧、電流、電力、力率等の記載値は、設置された計器の指示値を原則とする。

2.877

月次点検報告書

整理
番号

新橋歴史文化会館様

契約設備電力 220 kW 契約電力 171 kW (4年2月)

点検日時	4年12月1日 木曜日 15時50分			天候	晴	室温	13 (°C)		
電圧 (kV)	R-S	S-T	T-R	電流 (A)	R	S	T	電力(kW)	力率(%)
	6.5	6.6	6.5		7.2	8.26	7.0		
計器乗率	X10	確定値(12月1日)	現在値	前回値(11月1日)	使用量(30日間)(差×乗率)				
表示1									(kWh)
表示2				前年同期用電比)	292 kWh				(kWh)
表示3				前々年同期用電比)	298 kWh				(kWh)
表示4									(kWh)
全日電力量		37759.9	37780.1	37050.3	729.8				(kWh)
力測有効電力量		31074.0	31090.0	30512.5	577.5				(kWh)
力測無効電力量		00046.8	00046.8	00046.8	0				(kvarh)
最大需要電力		69 (kW)	29 (kW)	20 (kW)	無効/有効	0			
一日平均電力量		243 (kWh)	負荷率(一日平均電力量/契約設備電力×時間)	4.6(%)	力率	100(%)			

用途	変圧器 φ・kVA×台	温度 (°C)	電圧 (V)			電流 (A)			負荷電流 定格電流 (%)	二次漏洩 電流(mA)
			R-S	S-T	T-R	R	S	T		
照明	1.150×1	20	100	100	206	50	-	50	7.0	14
電力	3.100×1	21	205	205	205	13	8	12	4.7	54
電力	3.100×1	20	205	205	205	17	10	16	6.1	21
SC	3.50×1	L20								
SC	3.30×1	L20								
HGR	5%0.3A	20	VT22°C							

対象設備	引込設備・受電設備・受配電盤・接地工事・構造物・配電設備															負荷設備				非常用発電設備							
	引込線・支持物	ケーブル	区分閉器	高圧キャビネット	断器	電力ヒューズ	遮断器	高圧負荷開閉器	変圧器	電力コンデンサ	直列リアクトル	避雷器	計器用変成器	母線等	保護継電器	受配電盤	接地線・保護管	受電室建物	キュービクル	配電設備	配線・配線器具	低圧機器	充電装置	蓄電池	発電機・原動機	始動装置	太陽光設備
実施	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

点検項目
 ・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損の有無
 ・電線と他物との離隔距離の適否
 ・機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 ・接地線等の保安装置の取付け状態

・問診による日常巡視点検結果
 運転要領あり

1. 電圧変動の要因を調査し、配電盤の遮断器と過電圧継電器の動作確認、50Vの可動式電圧計の点検、極端な電圧変動の発生を防止するための接地線の自己診断要領あり
 2. 変圧器の負荷率の調査、変圧器の温度の測定、変圧器の冷却装置の点検、LBS、PF要領あり
 3. 漏電検知装置の動作確認、3回路、5A
 4. 極端な電圧変動の発生を防止するための、6kV CUTS、50Vの電圧変動計の点検あり
 5. 30Vの電圧変動計の点検、5.5% DC 2V、接地線、接地線 AC 28V、6.0Hz、1500V

(注) (1)点検対象実施欄には、実施したものにレ印を記入する。しかし不良箇所など特記事項があるときは、9.9H
 ○印内に数字を記入し、記事欄にその内容を記載する。ただし、改修依頼中のものは除く。
 (2)電圧、電流、電力、力率等の記載値は、設置された計器の指示値を原則とする。
 9.130 契約182

月次点検報告書

整理番号

西端磨文化会館

様

契約設備電力 220 kW

契約電力 171 kW (4年 2月)

点検日時	5年 1月 4日 水曜日 15時 35分			天候	晴	室温	7 (°C)		
電圧 (kV)	R-S	S-T	T-R	電流 (A)	R	S	T	電力 (kW)	力率 (%)
	6.6	6.6	6.6		7.5	8.8	7.1		
計器乗率	×10	確定値 (1月1日)	現在値	前回値 (12月/日)	使用量 (94日間) (差×乗率)				
表示 1									(kWh)
表示 2				前年同月同日比 27.8 kWh					(kWh)
表示 3				前年同月同日比 21.9 kWh					(kWh)
表示 4									(kWh)
全日電力量	38645.8		38712.2	37780.1		9321			(kWh)
力測有効電力量	31769.9		31811.8	31090.0		721.8			(kWh)
力測無効電力量	00046.8		00046.8	00046.8		0			(kvarh)
最大需要電力	82 (kW)		23 (kW)	29 (kW)		無効/有効 0			
一日平均電力量	274 (kWh)		負荷率 (一日平均電力量 / (契約設備電力 × 時間))		5.1 (%)		力率 100 (%)		

用途	変圧器 φ・kVA×台	温度 (°C)	電圧 (V)			電流 (A)			負荷電流 定格電流 (%)	二次漏洩 電流 (mA)
			R-S	S-T	T-R	R	S	T		
照明	1.150×1	15	104	104	208	70	-	50	9.8	13
動力	3.100×1	17	208	208	208	8	4	7	2.9	54
動力	3.700×1	17	208	208	208	3	2	3	1.0	20
SC	3.50×1	12.6								
SC	3.30×1	12.8								
HCR	5% 0.2A	表	V 17.9							

対象設備	引込設備・受電設備・受配電盤・接地工事・構造物・配電設備												負荷設備		非常用発電設備													
	引込線・支持物	ケーブル	区分開閉器	高圧キャビネット	断路器	電力ヒューズ	遮断器	高圧負荷開閉器	変圧器	電力コンデンサ	直列リアクトル	避雷器	計器用変成器	母線等	保護継電器	受配電盤	接地線・保護管	受電室建物	キヌビークル	配電設備	配線・配線器具	低圧機器	充電装置	蓄電池	発電機・原動機	始動装置	太陽光設備	
実施	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

点検項目
 ・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損の有無
 ・電線と他物との離隔距離の適否
 ・機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 ・接地線等の保安装置の取付け状態

・問診による日常巡視点検結果

運転要約

1. 高圧回路開閉器本体、引込線支持物、接地線異状なし。6kV UT 断線、ICUT 断線
 2. 動力系配電設備点検。柱上開閉器用不備接地線終端生線路の自前断線異状なし。
 配電継電器と小容量引込線外部着目異状なし。集電線断線、LBS、PE 異状なし
 3. 高圧回路二次側 B 相接地線断線異状なし。高圧回路断線異状なし。高圧回路断線異状なし
 4. 低圧回路断線。MCCB、引込線の断線異状なし。高圧回路断線異状なし
 5. 非常用発電機異状なし。蓄電池 100% 充電。充電機異状なし。φ27 VAC 215 V 60 Hz

(注) (1)点検対象実施欄には、実施したものにレ印を記入する。しかし不良個所など特記事項があるときは 00 印を 10.00
 ○印内に数字を記入し、記事欄にその内容を記載する。ただし、改修依頼中のものは除く。
 (2)電圧、電流、電力、力率等の記載値は、設置された計器の指示値を原則とする。

月次点検報告書

整理番号

株式会社 様

契約設備電力 220 kW

契約電力 121 kW (4年9月)

点検日時	5年3月4日 土曜日 14時15分							天候	晴	室温	11 (°C)																
電圧 (kV)	R-S	S-T	T-R	電流 (A)	R	S	T	電力 (kW)	力率 (%)																		
	6.5	6.5	6.5		7.4	8.0	7.1			8	LEAD 89																
計器乗率 x10	確定値 (3月1日)			現在値	前回値 (2月1日)		使用量 (3日間) (差×乗率)																				
表示 1							(kWh)																				
表示 2				前年同月比	390 kWh		(kWh)																				
表示 3				前年同月比	358 kWh		(kWh)																				
表示 4							(kWh)																				
全日電力量	40628.5			40745.1	39685.9		10592 (kWh)																				
力測有効電力量	33378.9			33472.8	32605.1		8677 (kWh)																				
力測無効電力量	00046.8			00046.8	00046.8		0 (kvarh)																				
最大需要電力	104 (kW)			104 (kW)	48 (kW)		無効/有効 0																				
一日平均電力量	34 (kWh)			負荷率 (一日平均電力量 / (契約設備電力 × 時間)) 6.4 (%)				力率 100 (%)																			
用途	変圧器 φ・kVA × 台	温度 (°C)	電圧 (V)			電流 (A)			負荷電流 定格電流 (%)	二次漏洩 電流 (mA)																	
			R-S	S-T	T-R	R	S	T																			
給水	1.150 × 1	17	102	102	204	20	-	20	2.8	9																	
給電	3.100 × 1	17	205	205	205	4	5	5	2.9	52																	
給電	3.100 × 1	16	205	205	205	2	2	2	0.7	20																	
SC	3.50 × 1	17																									
SC	3.30 × 1	17																									
HGR	570 0.2A	17	17	17	17																						
対象設備	引込設備・受電設備・受配電盤・接地工事・構造物・配電設備														負荷設備		非常用発電設備										
	引込線・支持物	ケーブル	区分閉閉器	高圧キャビネット	断路器	電力ヒューズ	遮断器	高圧負荷開閉器	変圧器	電力コンデンサ	直列リシクル	避雷器	計器用変成器	母線等	保護継電器	受配電盤	接地線・保護管	受電室建物	キュービクル	配電設備	配線・配線管	低圧機器	充電装置	蓄電池	発電機・原動機	始動装置	太陽光設備
実施	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
点検項目	・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損の有無														・電線と他物との離隔距離の適否 Mccb ON												
	・機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無														・接地線等の保安装置の取付け状態 自衛位置												
・問診による日常巡視点検結果																											
運転異常なし																											
照明器具 VCT 交換 工事 3 台 稼働 (4/3 日 13:00 ~ 14:10)																											
受電設備 点検 処理 異常なし																											
非常用発電機 装置の自動点検 完了																											

(注) (1)点検対象実施欄には、実施したものにレ印を記入する。しかし不良箇所など特記事項があるときは、○印内に数字を記入し、記事欄にその内容を記載する。ただし、改修依頼中のものは除く。
 (2)電圧、電流、電力、力率等の記載値は、設置された計器の指示値を原則とする。

月次点検報告書

整理番号

西物既文化会館 様

契約設備電力 220 kW

契約電力 121 kW (4年9月)

点検日時	5年4月3日 月曜日 10時05分			天候	晴	室温	16 (°C)		
電圧 (kV)	R-S	S-T	T-R	電流 (A)	R	S	T	電力(kW)	力率(%)
	6.5	6.6	6.5		7.5	8.5	7.0		
計器乗率	X10	確定値(4月1日)		現在値	前回値(3月4日)		使用量(30日間)(差×乗率)		
表示1								(kWh)	
表示2				前月同月同日あたり		259 kWh		(kWh)	
表示3				前々月同日あたり		288 kWh		(kWh)	
表示4								(kWh)	
全日電力量	41342.9		41401.7	40745.1		6566		(kWh)	
力測有効電力量	33933.3		33979.3	33472.8		5065		(kWh)	
力測無効電力量	00046.8		00046.8	00046.8		0		(kvarh)	
最大需要電力	104 (kW)		68 (kW)	104 (kW)		無効/有効		0	
一日平均電力量	218 (kWh)		負荷率(一日平均電力量/契約設備電力×時間)		4.1 (%)		力率		100 (%)

用途	変圧器 φ・kVA×台	温度 (°C)	電圧 (V)			電流 (A)			負荷電流 定格電流 (%)	二次漏洩 電流(mA)
			R-S	S-T	T-R	R	S	T		
照明	1.150×1	21	102	102	204	50	-	50	7.0	4.
動力	3.100×1	20	208	208	208	8	0	5	2.1	50
動力	3.100×1	20	208	208	208	4	0	4	1.4	20
SC	3.50×1	22								
SC	3.30×1	22								
HGR	5% 0.2A	表	VT	25°C						

対象設備	引込設備・受電設備・受配電盤・接地工事・構造物・配電設備															負荷設備		非常用発電設備										
	引込線・支持物	ケーブル	区分閉器	高圧キャビネット	断器	電力ヒューズ	遮断器	高圧負荷開閉器	変圧器	電力コンデンサ	直列リテクトル	避雷器	計器用変成器	母線等	保護継電器	受配電盤	接地線・保護管	受電室建物	キュービクル	配電設備	配線・配線器具	低圧機器	充電装置	蓄電池	発電機・原動機	始動装置	太陽光設備	
実施	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

点検項目
 ・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損の有無
 ・電線と他物との離隔距離の適否
 ・機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 ・接地線等の保安装置の取付け状態

・問診による日常巡視点検結果

運転要約

1. 高圧設備点検時、閉鎖回路用不接地絡線機器の取付け異常あり、真正差断器とインサハ引外装置不調、要約あり、保護継電器異常あり、IBS、PF異常あり、変圧器、1.1kVリテクトル変成器の取付け異常あり、要約あり、要約あり
2. 高圧設備点検時、動力用配線の取付け異常あり、要約あり
3. 各変圧器2.2月IBS接地線取付け異常あり、要約あり
4. 高圧設備点検時、接地線取付け異常あり
5. 非常用発電機取付け異常あり、燃料100%、制御盤異常あり、DC24V、AC218V、6.1.0Hz油圧 350k

(注) (1)点検対象実施欄には、実施したものにシ印を記入する。しかし不良箇所など特記事項があるときは、10.2 Hr
 ○印内に数字を記入し、記事欄にその内容を記載する。ただし、改修依頼中のものは除く。
 (2)電圧、電流、電力、力率等の記載値は、設置された計器の指示値を原則とする。

月次点検報告書

整理番号

西橋路文化広場

様

契約設備電力 220 kW

契約電力 12 / kW (4年9月)

点検日時		5年 5月 1日 月 曜日 15時 45分			天候	晴	室温	22 (°C)																			
受電状況	電圧 (kV)	R-S	S-T	T-R	電流 (A)	R	S	T	電力 (kW)	力率 (%)																	
		6.6	6.5	6.6		7.5	8.2	7.3	8	100.49																	
	計器乗率 x10	確定値 (5月1日)			現在値	前回値 (4月3日)		使用量 0.8 日間 (差×乗率)																			
	表示 1									(kWh)																	
	表示 2									(kWh)																	
	表示 3									(kWh)																	
	表示 4									(kWh)																	
	全日電力量	41939.3		41949.9		41401.7		5482 (kWh)																			
	力測有効電力量	34395.1		34402.2		33979.3		4229 (kWh)																			
	力測無効電力量	00046.8		00046.8		00046.8		6 (kvarh)																			
最大需要電力	68 (kW)		11 (kW)		68 (kW)		無効/有効 0																				
一日平均電力量	195 (kWh)		負荷率 (一日平均電力量 / (契約設備電力 × 時間)) 3.7 (%)						力率 100 (%)																		
負荷状況	用途	変圧器 φ・kVA×台	温度 (°C)	電圧 (V)			電流 (A)			負荷電流 定格電流 (%)	二次漏洩 電流 (mA)																
	照明	1.150×1	27	103	108	206	20	-	20	4.2	0																
	動力	3.100×1	29	205	205	205	5	3	5	1.8	48																
	動力	3.100×1	28	205	205	205	2	2	2	0.7	19																
	SC	3.50×1	22.2	(L15, 15, 増設 球状部分)																							
	SC	3.30×1	22.3																								
HLR	5% 0.2A	2	VT 000																								
対象設備	引込設備・受電設備・受配電盤・接地工事・構造物・配電設備										負荷設備	非常用発電設備															
	引込線・支持物	ケーブル	区分開閉器	高圧キャビネット	断路器	電力ヒューズ	遮断器	高圧負荷開閉器	変圧器	電力コンデンサ	直列リテクトル	避雷器	計器用変成器	母線等	保護継電器	受配電盤	接地線・保護管	受電室建物	キュービクル	配電設備	配線・配線器具	低圧機器	充電装置	蓄電池	発電機・原動機	始動装置	太陽光設備
実施	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
点検項目	電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損の有無										電線と他物との離隔距離の適否																
	機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無										接地線等の保安装置の取付け状態																
<p>・問診による日常巡視点検結果</p> <p>連絡事項</p> <p>1. 非常用発電機点検点検 燃料100% 冷却水 霜凍防止 由27V</p> <p>2. 照明器具点検 AC100V 60.5Hz 細径300kWh 10.3HR 要修理</p> <p>3. 配電盤点検 5kV/VTR 不検点 検出 1.5HR 要修理 接地線要修理</p> <p>4. 接地線点検 接地線 接地線 接地線 接地線 接地線 接地線 接地線 接地線 接地線 接地線</p>																											

(注) (1)点検対象実施欄には、実施したものにレ印を記入する。しかし不良箇所など特記事項があるときは、○印内に数字を記入し、記事欄にその内容を記載する。ただし、改修依頼中のものは除く。
 (2)電圧、電流、電力、力率等の記載値は、設置された計器の指示値を原則とする。

月次点検報告書

整理番号

西指磨文化会館

様

契約設備電力 220 kW

契約電力 121 kW (4年9月)

点検日時	5年6月1日 木曜日 15時55分 天候 曇							室温	22 (°C)																			
受電状況	電圧 (kV)	R-S 6.5	S-T 6.5	T-R 6.5	電流 (A)	R 7.4	S 8.0	T 7.2	電力 (kW)	7	力率 (%)	LEAD 89																
	計器乗率	x10 確定値 (6月1日)		現在値		前回値 (5月1日)		使用量 (日) (差×乗率)																				
	表示 1							(kWh)																				
	表示 2			前年同月あたり		203 kWh/d		(kWh)																				
	表示 3			前年同月あたり		179 kWh/d		(kWh)																				
	表示 4							(kWh)																				
	全日電力量	42467.1		42478.6		41949.9		5287		(kWh)																		
	力測有効電力量	34798.8		34806.9		34402.2		4047		(kWh)																		
	力測無効電力量	00046.8		00046.8		00046.8		0		(kvarh)																		
	最大需要電力	29 (kW)		12 (kW)		11 (kW)		無効/有効		0																		
一日平均電力量	170 (kWh)		負荷率 (一日平均電力量 / (契約設備電力 × 時間))		3.2 (%)		力率		100 (%)																			
負荷状況	用途	変圧器 φ・kVA×台	温度 (°C)	電圧 (V)			電流 (A)			負荷電流 定格電流 (%)	二次漏洩 電流 (mA)																	
	照明	1.150×1	28	102	102	204	30	-	30	45																		
	動力	3.100×1	30	205	205	205	4	2	5	30																		
	動力	3.100×1	30	205	205	205	2	2	2	18																		
	SC	3.50×1	35																									
	SC	3.30×1	33																									
HGR	5% 0.2A	良	VT 3/°C																									
対象設備	引込設備・受電設備・受配電盤・接地工事・構造物・配電設備										負荷設備	非常用発電設備																
	引込線・支持物	ケーブル	区分開閉器	高圧キャビネット	断路器	電力ヒューズ	遮断器	高圧負荷開閉器	変圧器	電力コンデンサ	直列リシクル	避雷器	計器用変成器	母線等	保護継電器	受配電盤	接地線・保護管	受電室建物	キヌビシクル	配電設備	配線・配線器具	低圧機器	充電装置	蓄電池	発電機・原動機	始動装置	太陽光設備	
実施	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
点検項目	電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損の有無										電線と他物との離隔距離の適否																	
	機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無										接地線等の保安装置の取付け状態																	
・問診による日常巡視点検結果													HCCBの 動作確認															
記事	1. 引出線、柱上中開閉器本体、操作ローラ異常あり。磁石ブレンカ損傷あり。内蔵 R200用接地線異常あり。支持物系にカビ/緑藻付着。6kVCT-10/線路異音あり																											
	2. 高圧受電設備入線点検。柱上中開閉器用不向きな接地線器具の取付け状態あり。 直列リシクル、避雷器、外若器不調あり。OCR異常あり。避雷器、VT、接地線器具、漏洩あり																											
	3. 変圧器2台側B相接地線不調あり。異常あり。漏洩検知器動作確認あり																											
	4. 低圧回路、西指磨、R1使用MCCB異常あり。点検済み																											
	5. 非常用発電機点検済。燃費率100%稼働済。機器点検済。DC2N AC218V/60.5Hz 300kVA/4H																											

(注) (1)点検対象実施欄には、実施したものにレ印を記入する。しかし不良箇所など特記事項があるときは、○印内に数字を記入し、記事欄にその内容を記載する。ただし、改修依頼中のものは除く。
(2)電圧、電流、電力、力率等の記載値は、設置された計器の指示値を原則とする。

自家用電気設備年次点検結果報告書

公益財団法人兵庫県生きがい創造協会
兵庫県立西播磨文化会館 様



点検年月日	令和5年3月4日	土曜日	天候	晴	気温	14.0 °C	湿度	45 %
変圧器総容量	350 kVA	契約設備電力	220 kW	非常用予備発電装置	25kVA			

点検実施項目及び点検結果

点検項目	実施項目	結果	備考	
高圧受配電設備	一般点検	○	良	
	接地抵抗測定	A種	○	良
		B種	○	良
		D種	○	良
	絶縁抵抗測定	高圧回路	○	良
		低圧回路	○	良
	保護継電器動作試験	○	良	
非常用予備発電設備		○	良	
負荷設備	一般点検	高圧回路	-	-
		低圧回路	○	良
	接地抵抗測定	○	良	
	絶縁抵抗測定	○	良	

点検責任者 英賀 道明

絶縁抵抗測定

測定器具

測定器具	製造者	型式	測定電圧	定格	製造番号	製造年
絶縁抵抗計	ムサシ電機	DI-11N	0~11000V	0~100GΩ	655641	2016年
絶縁抵抗計	ムサシ電機	DI-26M	250/125V	0~50/20MΩ	700644	1997年

測定結果

測定箇所又は回路	回路電圧(V)	測定電圧(V)	種別	測定値(MΩ)	結果
受電ケーブル, PAS, LA, DS	6600	5000	E法	40,000	良
	6600	10000	E法	10,000	良
	6600	5000	G法	100,000	良
	6600	10000	G法	100,000	良
ケーブルシールド		250		50	良
電気室DS~各機器					
真空遮断器-母線	6600	5000	L-E	100,000	良
单相変圧器	6600	5000	L-E	60,000	良
3相変圧器中	6600	5000	L-E	20,000	良
3相変圧器右	6600	5000	L-E	15,000	良
電力用コンデンサ50KVAR	6600	5000	L-E	100,000	良
電力用コンデンサ30KVAR	6600	5000	L-E	100,000	良
受電前上記一括		1000	L-E	2,000	良
絶縁抵抗値の規定値 (電気設備技術基準第58条)					
電路の使用電圧		300V以下		300V超過	
対地電圧		150V以下	150V超過	-	
絶縁抵抗値		0.1MΩ以上	0.2MΩ以上	0.4MΩ以上	

絶縁抵抗測定

測定器具

測定器具	製造者	型式	測定電圧	定格	製造番号	製造年
絶縁抵抗計	ムサシ電機	DI-11N	0~11000V	0~100GΩ	655641	2016年
絶縁抵抗計	ムサシ電機	DI-26M	250/125V	0~50/20MΩ	700644	1997年

測定結果

測定箇所又は回路	対地電圧(V)	測定電圧(V)	種別	測定値(MΩ)	結果
低圧電灯回路					
L-2-2	105	125	L-E	7	良
L-1-1	105	125	L-E	5	良
L-1-2	105	125	L-E	20	良
L-1-3	105	125	L-E	0.2	良
L-2-4	105	125	L-E	20	良
-	105	125	L-E	-	-
LM-1	105	125	L-E	20	良
L-1-4	105	125	L-E	2	良
L-2-1	105	125	L-E	20	良
L-2-5	105	125	L-E	20	良
L-2-6	105	125	L-E	7	良
自火報	105	125	L-E	20	良
HGR, LGR	105	125	L-E	20	良
誘導灯	105	125	L-E	20	良
放送	105	125	L-E	20	良
屋外盤上	105	125	L-E	20	良
屋外盤下	105	125	L-E	20	良
低圧動力回路					
講堂ハッケーシエコン	210	125	L-E	20	良
チリングユニット	210	125	L-E	5	良
M-1	210	125	L-E	20	良
入り口外灯タイマー	210	125	L-E	20	良
消火ポンプ	210	125	L-E	20	良
事務所クーラー	210	125	L-E	20	良
パフォーマンススペースエアコン	210	125	L-E	20	良
エレベータ	210	125	L-E	20	良
L-1-1外灯 左	105	125	L-E	2	良
L-1-1外灯 右	105	125	L-E	4	良
L-1-3外灯 左	105	125	L-E	20	良
L-1-3外灯 右	105	125	L-E	0.5	良
LM-1外灯	105	125	L-E	20	良
入口タイマー	210	125	L-E	20	良
消火ポンプ	210	125	L-E	20	良
絶縁抵抗値の規定値 (電気設備技術基準第58条)	電路の使用電圧	300V以下		300V超過	
	対地電圧	150V以下	150V超過	-	
	絶縁抵抗値	0.1MΩ以上	0.2MΩ以上	0.4MΩ以上	

方向地絡継電器動作試験

試験器具

測定器具	製造者	型式	定 格	製造番号	製造年
位相特性試験器	ムサシ電機	RDF-2L	0~5A 0~1,200V	600100	1996年

試験結果

回路名	製造者	型式	製造年	製造番号	整定値				
					零相電圧(%)	電流(A)	時間(S)		
受電用	戸上	LTR-P-DF	2015年	A944402	5	0.2	0.2		
最小動作電圧試験					動作時間特性試験(S)				
I ₀ = 0.3 A	ダイヤル	2.5 %	5 %	7.5 %	10 %	— %	連動動作機器	引込気中開閉器	
位相 +30 °	動作値(V)	-	218	-	-		時間ダイヤル	単体	
最小動作電流試験					0.2 S		130%		
V ₀ = 285 V	ダイヤル	0.2A	0.3A	0.4A	0.6A		V ₀ = 285 V	連動	
位相 +30 °	動作値(A)	195	-	-	-		位相 +30 °	0.299 SC:OFF	
位 相 特 性 試 験					警 報 又 は		現 場	遠 方	
V ₀ = 285 V	電 流 (A)	0.22	1.0				動 作 表 示	良	
電流ダイヤル	Lead (°)	127	127				外 観 点 検	良	
0.2 A	Lag (°)	50	50				動 作 表 示	良	
								S O 試 験	良
								総 合 判 定	良
記 事									

過電流継電器動作試験

試験器具

測定器具	製造者	型式	定格	製造番号	製造年
継電器試験器	ムサシ電機	IP-R2000	AC100V 0~50A 2kVA	609133	1997年

試験結果

デバイスNo. 回路名		相別	製造者	型式	製造年	製造番号	整定値			結果				
							電流(A)	時限	瞬時(A)					
受電盤		R	三菱	MOC-A1V-A	2015年	7E101FP5057	4	0.5	20					
		T												
相別	CT比 (A)	電流 (A)	時限 ダイヤル	始動値 (A)	単 体	連 動	限時動作特性時間(S)				瞬 時 整定 (A)	瞬 時 動作 (A)	結 果	
							200%	300%	500%					
R	50/5	4	0.5	4.00		○	0.546	0.346	0.240			20	20.0	良
T	50/5	4	0.5	4.02		○	0.546	0.345	0.240			20	20.0	良
記 事											絶縁抵抗	良		
											外観点検	良		
											ターゲット	良		
											総合判定	良		

試験結果

デバイスNo. 回路名		相別	製造者	型式	製造年	製造番号	整定値			結果				
							タップ(A)	レバー	瞬時(A)					
		R												
		T												
相別	CT比 (A)	タップ (A)	レバー	始動値 (A)	単 体	連 動	限時動作特性時間(S)				瞬 時 動作値 (A)	瞬 時 時間(S) 120%	結 果	
							200%	300%	500%					
R														
T														
記 事											絶縁抵抗			
											外観点検			
											ターゲット			
											総合判定			

漏電警報器動作試験

試験器具

測定器具	製造者	型式	定 格	製造番号	製 造 年
地絡継電器 試験器	ムサン電機	RDF-2L	0~5A 0~1200V	600100	1996年

試験結果

回路名		製造者		型式		製造年		製造番号		整定値 タップ(mA)	
電灯		立石		AGD-U2		2015年		535		200mA	
動作電流試験						警 報		規 格			
タップ	50mA	100mA	200mA	400mA	800mA	現 場	遠 方				
動作値(mA)			125			良					
絶縁抵抗	良	外観点検	良	テストボタン	良	表 示	良	総合判定	良		

回路名		製造者		型式		製造年		製造番号		整定値 タップ(mA)	
動力1		立石		AGD-U2		2015年		535		200mA	
動作電流試験						警 報		規 格			
タップ	50mA	100mA	200mA	400mA	800mA	現 場	遠 方				
動作値(mA)			125			良					
絶縁抵抗	良	外観点検	良	テストボタン	良	表 示	良	総合判定	良		

回路名		製造者		型式		製造年		製造番号		整定値 タップ(mA)	
動力2		立石		AGD-U2		2015年		535		200mA	
動作電流試験						警 報		規 格			
タップ	50mA	100mA	200mA	400mA	800mA	現 場	遠 方				
動作値(mA)			125			良					
絶縁抵抗	良	外観点検	良	テストボタン	良	表 示	良	総合判定	良		



西播磨文化会館

2023年2月20日



施設名	西播磨文化会館
所在地	兵庫県たつの市真宮町宮内458-7
作業実施日	令和 5 年 2 月 20 日 (月)
作業時間	開始 9 時 00 分 より 終了 11 時 30 分
断水	開始 10 時 00 分 より 終了 11 時 00 分

貯水槽

受水槽	メーカー	TOTO			槽数	2 槽	容量	20 m ³
	構造	FRPパネル			設置場所	機械室		
	寸法	No.1	3500 ×	2500 ×	2500 H			
	寸法	No.2	×	×	H			

揚げ水ポンプ

メーカー・型式	川本F506-M2.2				出力	2.2 kw	
仕様	揚程	24.8 m	揚水量	0.18~0.36 l/min	定格	7.5 A	
電流値	No.1	7 A	No.2	7 A	No, 3	A	
圧力値	No.1	Mpa	No.2	Mpa	No, 3	Mpa	

槽内消毒

薬剤名	次亜塩素酸ソーダ (12%)		
仕様濃度	50PPM (希釈倍数2400倍)	消毒回数	2回

残留塩素測定

使用機器	比色測定器 (DPD法)		
測定箇所	受水槽	高架水槽	管末
清掃後	0.4mg/lmg/l		

作業従事者名簿

No	氏名	資格	健康状態
監督者	一隅 坂 義 徳	貯水槽清掃監督者	良好
1	一常 峰 博 文	貯水槽清掃従事者	良好
2	—	—	—
3	—	—	—
4	—	—	—

点検結果報告

	点検項目	清掃前	清掃後	備 考
受水槽	錆・異物	有	無	
	オーバーフロー	○	○	
	通気傘	○	○	
	外部・内部	○	○	
	ボールタップ	○	○	
	マンホール・鍵	○	○	
	パッキン	○	○	
	電 極	○	○	
	電 磁 弁	○	○	
	定水位弁	○	○	
	サクション弁	○	○	
	連 通 弁	—	—	
	ドレン弁	○	○	
	配管類	○	○	
架台・ボルト錆	○	○		
その他	—	—		
給 水 ポンプ	外 観	○		
	運転状態	○		
	操 作 盤	○		
	その他	—		
判定基準		○：異常なし △：軽度劣化 ▲：要注意 ×：要対策		

飲料水検査証明書

No. D2302280603

西播磨文化会館 殿

受付日 2023年2月28日

発行日 2023年3月7日

貴依頼による試料について分析した結果を次の通り証明します。

試料名	飲料水 (2/20採取)			採取区分	持ち込み
採取場所	西播磨文化会館				
検査項目	単位	分析値	基準値		
一般細菌	CFU/mL	0	100 以下		
大腸菌	—	不検出	検出されないこと		
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04 以下		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.0	10 以下		
塩化物イオン	mg/L	7.0	200 以下		
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下		
pH値	—	7.4(22℃)	5.8 以上 8.6 以下		
味	—	異常なし	異常でないこと		
臭気	—	異常なし	異常でないこと		
色度	度	1未満	5 以下		
濁度	度	1未満	2 以下		
以下余白					
備考	遊離残留塩素 0.5 mg/L				
判定及び所見	上記項目については飲料水水質基準に適合				
分析方法	平成15年厚生労働省告示 第261号				
基準値	水道法に基づく水質基準(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号)				

※事業者印及び計量士印なきものは責任を負いません。

1

2023年2月20日

西播磨文化会館

貯水槽清掃作業

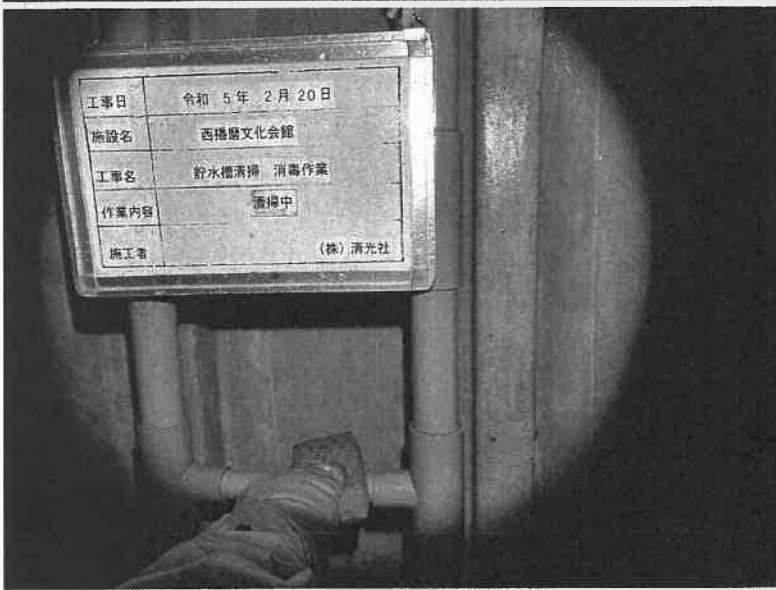
受水槽

作業前



2

作業中

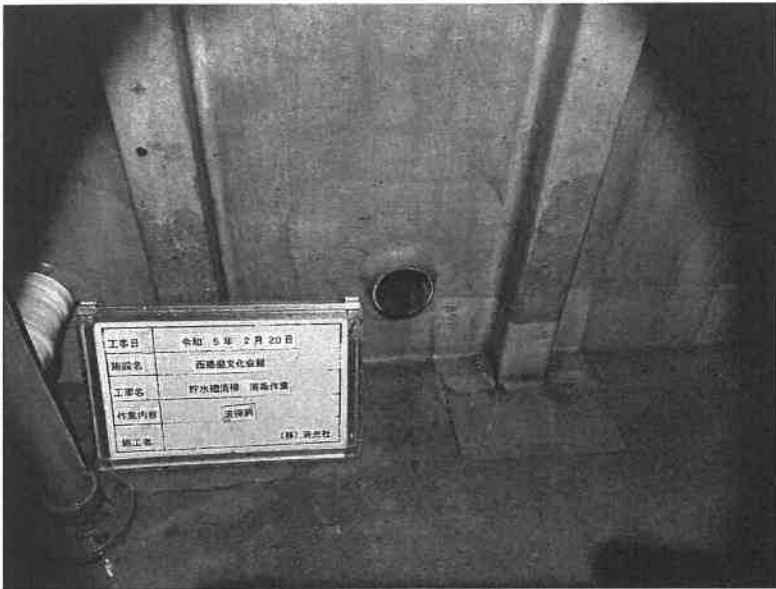


3

作業後



4



2023年2月20日
 西播磨文化会館
 貯水槽清掃作業
 受水槽

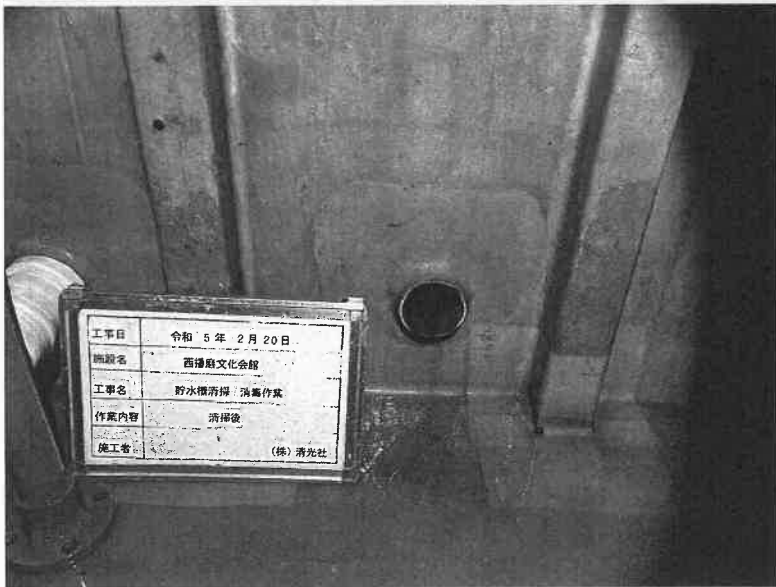
作業前

5

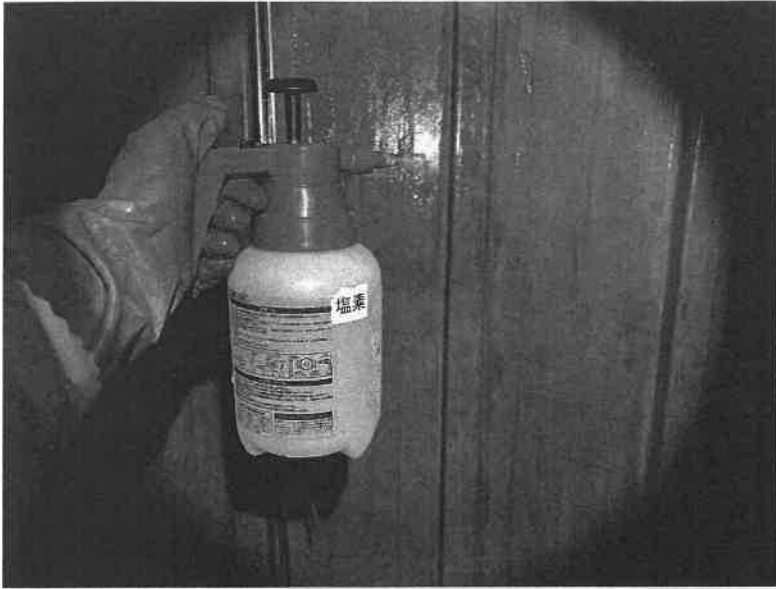


作業中

6



作業後



7

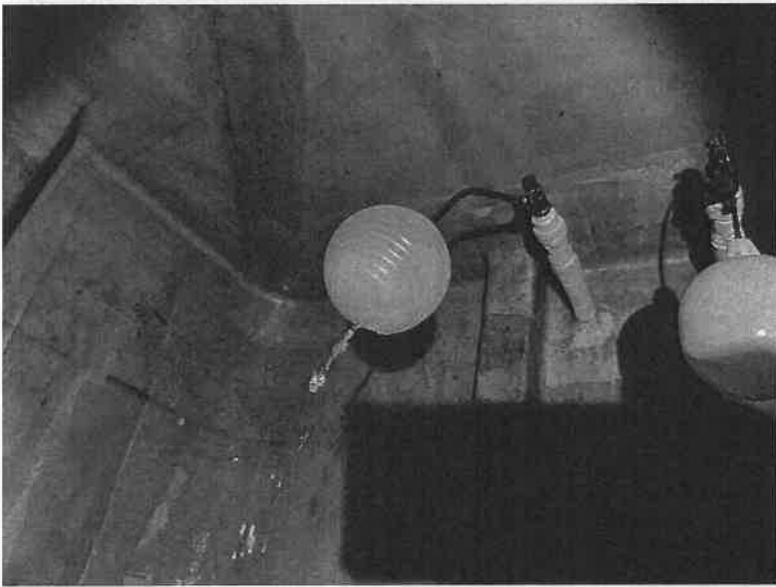
2023年2月20日

西播磨文化会館

貯水槽清掃作業

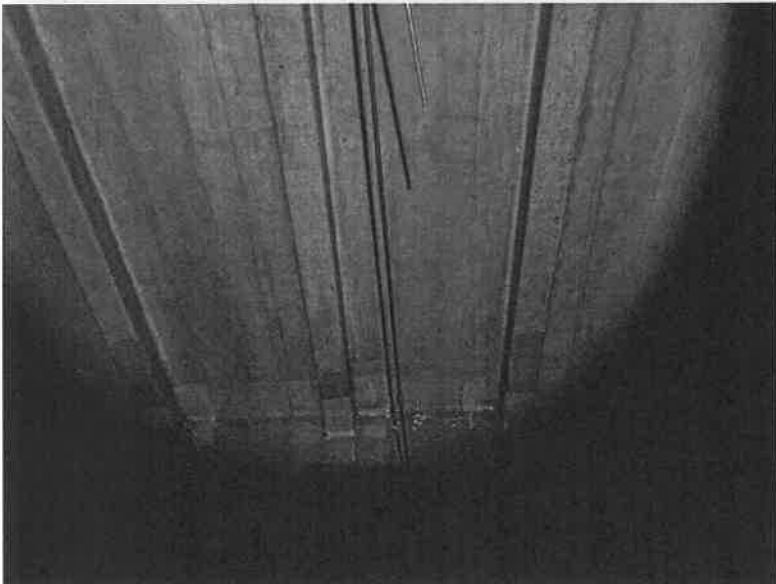
受水槽

消毒中



8

ボールタップ状況



9

電極棒状況

簡易専用水道検査結果報告書(現場検査)

兵庫県立西播磨文化会館 様

水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査の結果は次の通りです。

検査日 令和4年10月26日

検査員 志水 修三

検査施設	施設名称	兵庫県立西播磨文化会館 (届出番号 198-1)
	所在地	兵庫県たつの市新宮町宮内458-7
設置者	名称	兵庫県
	所在地	兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目10番1号
	電話番号	078-341-7711
管理者	名称	兵庫県立西播磨文化会館 館長
	所在地	兵庫県たつの市新宮町宮内458-7
	電話番号	0791-75-3663
実務管理者 (検査窓口)	名称	兵庫県立西播磨文化会館
	所在地	兵庫県たつの市新宮町宮内458-7
	電話番号	0791-75-3663

施設の概要

建築物種類	非特定建築物			
給水方式	ポンプ直送式	設置年月日	昭和50年11月1日	
主たる用途	集会所	届出年月日	平成1年9月12日	
受水槽	形状	1基1槽	材質	FRP
	設置場所	屋内地上式 (受水槽室内)		
	有効容量	17.5 m ³	2.5 m × 3.5 m × 2.0 m	
高置水槽	槽数	— 基		
	設置場所	—	—	
	材質	—	—	



1. 施設及びその管理の状況に関する検査

検査事項	判定基準等	判定			
		受水槽		高置水槽等	
1. 水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	1	○	26	—
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	2	○	27	—
	水槽周囲にたまり水、湧水等がないこと。	3	○	28	—
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	4	○	29	—
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	5	○	30	—
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	6	○	31	—
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	7	○	32	—
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	8	○	33	—
	水槽のふたの上には他の設備機器等が置かれていないこと。	9	○	34	—
	水槽の上床盤の上には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	10	○	35	—
4. 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	11	○	36	—
	清掃が定期的に行われていることが明らかであること。	12	○	37	—
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	13	○	38	—
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	14	○	39	—
	流入口と流出口が近接していないこと。	15	○	40	—
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	16	○	41	—
5. 水槽のマンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	17	○	42	—
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	18	○	43	—
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	19	○	44	—
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	20	○	45	—
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	21	○	46	—
7. 水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	22	○	47	—
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	23	○	48	—
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	24	○	49	—
8. 水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	25	○	50	—
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	51	○		
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	52	○		

2. 給水栓における水質の検査

検査事項	判定基準等			判定	
10.臭気	異常な臭気が認められないこと。			53	○
11.味	異常な味が認められないこと。			54	○
12.色	異常な色が認められないこと。			55	○
13.色度	五度以下であること。			56	○
14.濁度	二度以下であること。			57	○
15.残留塩素	検出されること。			58	○
色度測定値	1未満 度	濁度測定値	0.5未満 度	残留塩素測定値	0.1 mg/l

3. 書類の整備等に関する検査

検査事項	判定基準等			判定	
16. 書類の整理及び保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の清掃の記録その他帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。			59	○
清掃の記録	実施日	令和4年2月21日	業者名	[REDACTED]	

4. 総合判定

<p>A : 良好 良好に管理されています。今後とも、この管理を継続してください。</p>
--

5. 助言及び特記事項

<p>特に助言及び特記する事項はありません。</p>



別記様式第 1

防火対象物点検結果報告書

R 4 年 1 2 月 2 7 日

西はりま消防組合たつの消防署長 殿

届出者

住 所

たつの市新宮町宮内458-7

氏 名

公益財団法人兵庫県生きがい創造協会
西播磨文化会館長

電話番号

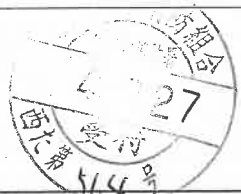
TEL0791-75-3663

下記のとおり防火対象物の点検を実施したので、消防法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき報告
します。

記

防火 対象 物	所 在 地	兵庫県たつの市新宮町宮内458-7		
	名 称	西播磨文化会館		
	用 途	(公会堂、集会場)	令別表第一 (1) 項 口	
	構造・規模	RC 造 地上	2 階 地下	階
	床面積	5,530.43 m ²	延べ面積	4,690.82 m ²
点 検 実 施 日	令和 4 年		1 2 月	7 日
点 検 票	別添のとおり			
消防法施行規則第 4 条の 2 の 6 第 2 項の適用	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 第 1 号	<input type="checkbox"/> 第 2 号	<input type="checkbox"/> 第 3 号
	<input checked="" type="checkbox"/> 無			
点 検 者	[Redacted Name]			
※受 付 欄		※経 過 欄		※備 考
[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 消防法施行規則第 4 条の 2 の 6 第 2 項の適用の欄は、当該規定が適用される場合は「有」の
□にレ点を記入し、適用されない場合は「無」の□にレ点を記入すること。なお、「有」の場
合は、同項各号のうち適用される規定の□にレ点を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。



防火対象物点検票

防火管理者		[REDACTED]				
立会者		[REDACTED]				
点検年月日		令和4年 12月 7日 ~ 4年 12月 7日				
防火管理維持台帳		記録の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 一部有・ <input type="checkbox"/> 無		保存の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 一部有・ <input type="checkbox"/> 無		
防火対象物の概要	階別	事項 階別	用途	床面積	点検する部分の床面積	備考
		1階	集会場・展示場講堂	2,128.72 m ²	2,128.72 m ²	
	概要(号棟)	2階	集会場・会議室	1,165.55 m ²	1,165.55 m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
	合計		3,294.27 m ²	3,294.27 m ²		
備考	体育館1階		1,161.06m ²	1,161.06m ²		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 防火管理維持台帳の欄は、該当する口にレ点を記入すること。
 - 防火対象物の概要が欄に記載できない場合は、別紙に記載し添付すること。

点検項目		点検結果		状況及び措置内容
		判定	不備内容	
届出	防火管理者選任(解任)	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		■■■■ R4.4.7 26号
	消防計画作成(変更)	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		■■■■ R4.6.7 256号
	自衛消防組織の設置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし
消防	自衛消防の組織	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし
	火災予防上の自主検査	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	避難施設の維持管理及びその案内	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	防火上の構造の維持管理	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	収容人員の適正化	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		858人
	防火管理上必要な教育	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	消火、通報及び避難の訓練 その他必要な訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	消火活動、通報連絡 及び避難誘導	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	消防機関との連絡	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	工事中の火気使用 又は取扱いの監督	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	防火管理に関し 必要な事項	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	自衛消防組織	活動要綱	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
要員の教育 及び訓練		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし
業務に関し必要な 事項		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし

計	共同 自衛 消防 組織	協議会の設置 及び運営	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし	
		統括管理者の選任	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし	
		業務を行う範囲	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし	
		運営に関し必要な 事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし	
	防火管理業務 の一部委託		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし	
	権原の範囲		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし	
	画	地震防災対策強化地域に 所在する防火対象物	自衛消防の組織	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし
			情報等の伝達	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし
			避難誘導	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし
			施設及び設備の 点検及び整備	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし
応急対策			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし	
防災訓練			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし	
教育及び広報			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし	
防火 管理 者	消火訓練及び避難 訓練の実施回数	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		1回目 R4年10月14日 2回目 R5年2月予定		
	消火訓練及び避難訓 練を実施する場合の 消防機関への通報	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		1回目 R4年10月14日 2回目 R5年2月予定		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点検項目		点検結果		状況及び措置内容
		判定	不備内容	
届出	統括防火管理者選任 (解任)	<input type="checkbox"/> 適		該当なし
		<input type="checkbox"/> 否		
	全体についての消防計画作成 (変更)	<input type="checkbox"/> 適		該当なし
		<input type="checkbox"/> 否		

点検項目		点検結果		状況及び措置内容
		判定	不備内容	
	避難上必要な施設及び防火戸の管理	<input checked="" type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	防災物品の表示	<input checked="" type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出	<input type="checkbox"/> 適		該当なし
		<input type="checkbox"/> 否		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点検項目	法第17条の2の5第1項の適用	法第17条の3第1項の適用	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
消火器・簡易消火用具	—	—	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
屋内消火栓設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし
水噴霧消火設備等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし
屋外消火栓設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし
動力消防ポンプ設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし
自動火災報知設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
ガス漏れ火災警報設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし
漏電火災警報器	—	—	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
消防機関へ通報する火災報知設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし
非常警報器具・非常警報設備	—	—	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
避難器具	—	—	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
誘導灯・誘導標識	—	—	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
消 防 用 水	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし
排 煙 設 備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし
連結散水設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし
連結送水管	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし
非常コンセント設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし
無線通信補助設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		該当なし

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 法第17条の2の5第1項の適用の欄及び法第17条の3第1項の適用の欄は、規定が適用される場合は「有」の□にレ点を記入し、適用されない場合は「無」の□にレ点を記入すること。
また、市町村長が法第17条第2項の規定に基づき定めた消防用設備等の技術上の基準について、規則第4条の2の6第9号の規定に基づき定めた場合にあっても記入すること。
 - 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 設置義務のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。
 - 水噴霧消火設備等とは、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備をいうこと。

点検項目		必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の概要	点 検 結 果		状況及び措置内容
			判定	不 備 内 容	
消防用設備等	令第29条の4第1項の火災予防設備の性能の確保に必要とする消防の用に供する設備等の概要		<input type="checkbox"/> 適		該当なし
			<input type="checkbox"/> 否		
点検項目		適用される消防用設備等	点 検 結 果		状況及び措置内容
			判定	不 備 内 容	
消防用設備等	令第32条の適用		<input type="checkbox"/> 適		該当なし
			<input type="checkbox"/> 否		
点検項目		特殊消防用設備等の概要	点 検 結 果		状況及び措置内容
			判定	不 備 内 容	
特殊消防用設備等	法第17条第3項の特殊消防用設備等		<input type="checkbox"/> 適		該当なし
			<input type="checkbox"/> 否		
点検項目		適用される消防用設備等又は特殊消防用設備等	点 検 結 果		状況及び措置内容
			判定	不 備 内 容	
特殊消防用設備等又は	設置の届出	消火器・屋内消火栓・自動火災報知設備・非常警報設備・漏電火災警報器・誘導灯	<input checked="" type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	消防機関の検査	同上	<input checked="" type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容	
		判 定	不 良 内 容		
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	設火 を 使 用 す 等 る	設 備 の 位 置	<input checked="" type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	設 備 の 管 理	<input checked="" type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	器用火 具等 を 使 用 す 等 る	器 具 の 取 扱 い	<input type="checkbox"/> 適		該 当 な し
			<input type="checkbox"/> 否		
	関火 す の 使 用 限 制 等 に	喫 煙 等 の 制 限	<input checked="" type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
が ん 具 用 煙 火 の 限 制	が ん 具 用 煙 火 の 限 制	<input type="checkbox"/> 適		該 当 な し	
		<input type="checkbox"/> 否			
備					
考					

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容	
		判 定	不 良 内 容		
指 定 数 量 未 満 の 危 険 物 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	貯 蔵 又 は 取 扱 い 数 量	<input checked="" type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	火 気 の 使 用 制 限	<input checked="" type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	漏 れ ・ あ ふ れ 又 は 飛 散 の 防 止	<input checked="" type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	容 器	<input checked="" type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	少 量 危 険 物	計 器 類 に 関 する 監 視	<input checked="" type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	タ ン ク 本 体	<input checked="" type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	配 管	<input checked="" type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
備 考					

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容		
		判 定	不 良 内 容			
指 定 可 燃 物 等 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	可 燃 性 液 体 類 等	火気の使用制限	<input type="checkbox"/> 適		該当なし	
			<input type="checkbox"/> 否			
		漏れ・あふれ又は飛散の防止	<input type="checkbox"/> 適			該当なし
			<input type="checkbox"/> 否			
		容 器	<input type="checkbox"/> 適			該当なし
			<input type="checkbox"/> 否			
	計 器 類 に 関 する 監 視	<input type="checkbox"/> 適	該当なし			
		<input type="checkbox"/> 否				
	タ ン ク 本 体	<input type="checkbox"/> 適	該当なし			
		<input type="checkbox"/> 否				
	配 管	<input type="checkbox"/> 適	該当なし			
		<input type="checkbox"/> 否				
綿 花 類 等	火気の使用制限	<input type="checkbox"/> 適	該当なし			
		<input type="checkbox"/> 否				
	集 積 単 位	<input type="checkbox"/> 適		該当なし		
		<input type="checkbox"/> 否				
	計 器 類 に 関 する 監 視 (廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合)	<input type="checkbox"/> 適		該当なし		
		<input type="checkbox"/> 否				
備 考						

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。



別記様式第 1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

4 年 12 月 27 日

西はりま消防組合たつの消防署長 殿

届 出 者

住 所 たつの市新宮町宮内458-7


公益財団法人兵庫県生きがい創造協会

氏 名 西播磨文化会館長

電話番号 TEL0791-75-3663

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。

記

防 火 対 象 物	所 在 地	兵庫県たつの市新宮町宮内458-7					
	名 称	西播磨文化会館					
	用 途	(1) 項口・(公会堂、集会場)					
	規 模	地上	2 階	地下	階	延べ面積	4,690.82 m ²
消防用設備等 (特殊消防用設備等)の種類等	消火器具 屋内消火栓設備 配線 自動火災報知設備 漏電火災警報器 非常警報器具及び設備 誘導灯及び誘導標識 非常電源(自家発電設備) 非常電源(蓄電池設備)						
※受 付 欄		※経 過 欄			※備 考		
							

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第3に記入し、添付すること。
 - 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
 - ※印欄は、記入しないこと。

名 称	西播磨文化会館		防 火 管 理 者	■■■■■
所 在 地	兵庫県たつの市新宮町宮内458-7		点検実施 責 任 者	■■■■■
点検種別	機器点検 ・ 総合点検 (設備等設置維持計画 による点検)	点検年月日	令和4年12月7日～4年12月7日	
設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者
	判 定	不 良 内 容		
消火器	○ 不良			■■■■■
屋内消火栓設備	○ 不良			■■■■■
自動火災報知設備	○ 不良			■■■■■
漏電火災警報器	○ 不良			■■■■■
非常警報器具及び設備	○ 不良			■■■■■
誘導灯	○ 不良			■■■■■

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合には「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者
	判 定	不 良 内 容		
非常電源（自家発電設備）	○良・不良			■■■■■
非常電源（蓄電池設備）	○良・不良			■■■■■
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合には「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

消防用設備等(特殊消防用設備等)点検者一覧表

点 検 者					設 備 名	
[Redacted Name]					消火器具 屋内消火栓設備 配線 自動火災報知設備 漏電火災警報器 非常警報器具及び設備 誘導灯及び誘導標識 非常電源(自家発電設備) 非常電源(蓄電池設備)	
資格		消防設備士				
種類等		交付年月日	交付番号	交付知事		講習受講年月
甲 種	特 類	年 月 日	第 号			年 月
甲・乙種	1 類	年 月 日	第 号			年 月
甲・乙種	2 類	年 月 日	第 号			年 月
甲・乙種	3 類	年 月 日	第 号			年 月
Ⓐ・乙種	4 類	平成20年01月25日	第 00014 号	兵庫県		令和4年09月
甲・乙種	5 類	年 月 日	第 号			年 月
乙 種	6 類	年 月 日	第 号			年 月
乙 種	7 類	年 月 日	第 号		年 月	
備 考						
資格		消防設備点検資格者				
種類等		交付年月日	交付番号	有効期限		
特 種		年 月 日	第 号	年 月 日		
第 1 種		令和4年1月17日	第 141900357 号	令和9年3月31日		
第 2 種		令和4年1月17日	第 241900546 号	令和9年3月31日		

点 検 者					設 備 名
住 所				氏 名	
社 名				電 話 番 号	
資格		消防設備士			
種類等		交付年月日	交付番号	交付知事	講習受講年月
甲 種	特 類	年 月 日	第 号		年 月
甲・乙種	1 類	年 月 日	第 号		年 月
甲・乙種	2 類	年 月 日	第 号		年 月
甲・乙種	3 類	年 月 日	第 号		年 月
甲・乙種	4 類	年 月 日	第 号		年 月
甲・乙種	5 類	年 月 日	第 号		年 月
乙 種	6 類	年 月 日	第 号		年 月
乙 種	7 類	年 月 日	第 号		年 月
備 考					
資格		消防設備点検資格者			
種類等		交付年月日	交付番号	有効期限	
特 種		年 月 日	第 号	年 月 日	
第 1 種		年 月 日	第 号	年 月 日	
第 2 種		年 月 日	第 号	年 月 日	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社(会社以外の法人に所属する場合は当該法人)に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。
 - 資格の欄は、消防設備士又は消防設備点検資格者の種類等、交付年月日、交付番号、交付機関、最新の講習受講年月、有効期限を記載すること。
 - 誘導灯及び誘導標識の点検を実施した者は、備考欄に電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する電気工事士免状又は電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状のいずれかの免状の種類、交付番号及び交付年月日を記載すること。(第二種消防設備点検資格者の免状の交付を受けている者を除く。)

消 火 器 具 点 検 票										
名 称	西播磨文化会館	防 火 管 理 者								
所 在	兵庫県たつの市新宮町宮内458-7	立会者								
点検種別	機 器 点 検	点検年月日	令和4 年 12 月 7 日～				4 年 12 月 7 日			
点 検 者										
点 検 項 目	点 検 結 果						判 定	不 良 内 容	措 置 内 容	
	消 火 器 の 種 別									
	A	B	C	D	E	F				
機 器 点 検										
設 置 状 況	設 置 場 所	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			
	設 置 間 隔	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			
	適 応 性	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			
	耐 震 措 置	/					/			
表 示 ・ 標 識	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>				
消 火 器 の 外 形	本 体 容 器	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			
	安 全 栓 の 封	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			
	安 全 栓	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			
	使用済みの表示装置	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			
	押し金具・レバー等	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			
	キ ャ ッ プ	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			
	ホ ー ス	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			
	ノズル・ホーン・ノズル栓	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			
	指 示 圧 力 計	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			
	圧 力 調 整 器	/					/			
	安 全 弁	/					/			
	保 持 装 置	/					/			
	車 輪 (車 載 式)	/					/			
ガ ス 導 入 管 (車 載 式)	/					/				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは強化液消火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化物消火器、Fは水消火器をいう。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

消火器の内部等機能	本・体内容器等	本体容器	/					/		
	筒等	内筒等	/					/		
		液面表示	/					/		
	消薬火剤	性状	/					/		
		消火薬剤量	/					/		
	加圧用ガス容器	/					/			
	カッター・押し金具	/					/			
	ホース	/					/			
	開閉式ノズル・切替式ノズル	/					/			
	指示圧力計	/					/			
	使用済みの表示装置	/					/			
	圧力調整器	/					/			
	安全弁・減圧孔 (排圧栓を含む。)	/					/			
	粉上り防止用封板	/					/			
	パッキン	/					/			
サイホン管・ガス導入管	/					/				
ろ過網	/					/				
放射能力	/					/				
消火器の耐圧性能	/					/				
簡易消火用具	外形	/	/	/	/	/	/	/		
	水量等	/	/	/	/	/	/	/		
備考	製造年5年以内の為、内部・機能点検省略。									
測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名		
器種名	設置数	点検数	合格数	要修理数	廃棄数					
(外形点検)										
ABC10型	32	32	32							
ABC20型	1	1	1							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは強化液消火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化物消火器、Fは水消火器をいう。
 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。